

平成27年3月18日(水曜日)

(会議第6日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番		3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番		8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	矢野昭三
16番	小永正裕				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第6号

平成27年3月18日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第77号

(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第66号から議案第76号まで及び議案第78号から議案第105号まで

(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第106号及び議案第107号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第108号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第6 議案第109号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第7 議員提出議案第45号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第8 議員提出議案第46号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第9 議員の派遣に関する件について

日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

追加議事日程第1号

平成27年3月18日 9時00分 開議

日程第1 議案第110号及び議案第111号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

追加議事日程第2号

平成27年3月18日 9時00分 開議

日程第1 議案第112号

(提案理由の説明・採決)

●町長から提出された議案

- 議案第 106 号 平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算（補正第 7 号）について
議案第 107 号 土地の取得について
議案第 108 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 109 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第 110 号 黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について
議案第 111 号 黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 112 号 教育長の選任について

●議員から提出された議案

- 議案第 45 号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書について
議案第 46 号 黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議 事 の 経 過

平成27年3月18日
午前9時00分 開会

議長（小永正君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これから、日程に従って会議を進めます。よろしくお願い致します。

諸般の報告はありません。

日程第1、一般質問を行います。

明神照男君。

10番（明神照男君）

おはようございます。

議長にお許しをいただきましたもので、町長に、3点について質問致します。

まず第1点ですが、環境の問題で、終末時計の残り3分についてというあれですが。

私、旧の佐賀町の議会へ平成3年に出させていただきました。ほんでそのとき、時の組合長から、立候補したらどうかという話いただいたがでしたけれど、ちょうど船を三重で造りようときやったもんでお断りしておったのですが、告示の前になって、10日ぐらい前に、まあ1回戻ってきてくれたというようなことで。ほんでそのときに、まあこれは、人の話うかね、馬にはもう乗ってみようというようなあれもあって帰ったわけですが。ほんでまあ、立候補させていただきました。

ほんでそのとき、姪が小学生で、おんちゃん、川で目が痛うて泳げんいう話があったもんで、ほんで自分は、まあもし当選さしてもらうことができるようやったら、環境の問題。まあ伊与木川を自分らがこんまいときの川に戻すことはできんにしても、これ以上悪うしたらいかん。それから、まあ一次産業の農業、漁業。やっぱ自然が大事やということで、環境の問題、自然の環境いうことで。それで、議長の間かけて大体90回ぐらい、ほとんど議会ごとにこの環境の問題を質問させてもらっておるのですが。その当時は先輩の議員が、また環境かいうような話で。それが平成12、3年ごろになってくると、ほかの皆さんも、ぼつぼつその環境。まあ開発か環境か、環境か開発か。環境が偉うなってきたというような経過がありまして。

それで、今まで自分、この環境の問題は質問の一番最後にやらしてもらいよったのですが、そういうあれもありますきに、今回は一番先に質問させていただきます。

それで、まあ私の質問は、まあ言うたら夢みたいなきょうが多うて、ただまあ大変な問題が起きたときに、無事にそれ過ぎたらね、怖いこと夢見よったよいうような話が佐賀では使うがです。

この終末の時間と申しますと大げさですが、まあ一刻一刻、自分は近づいてきよると思う、それがね。ほんで今回は、前回までは核の問題が原因やと、ならせんかというようにいわれておったらしいですが、今回は温暖化。そのことが一番大きな原因にということ。

先日うかね、仙台で国連の防災世界会議があつて、けんどこでもなかなか話がまとまらんと、最終的な。いうような新聞記事も出ちよったことですが、そういうあれで。まあこれも大げさな話で、地球の生物うかね、それがどうなるろうかと。まあ、過去にも5回ぐらいそういうある現象はあつたらしいですが、そういうことで。

ほんでこの問題は、うちの黒潮町にとって最高の責任者としての町長に、今回の場合は人為的な要素が高い

温暖化による終末の問題がいわれておるわけですから、このことについて町長はどのようにお考えになっておいでるか。

お聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

それでは明神議員のご質問に、通告書に基づきまして答弁させていただきます。

終末時間に関連するご質問をいただいておりますが、少し、先ほどご質問をお伺いしておりますと答弁と少しずれているかも分かりませんので、また再質問でいただければと思います。

この終末時間という視点から行政運営を考えたことがございませんので、ご質問の趣旨に沿うかどうか分かりませんが、答弁させていただきます。

端的に申し上げますと、限られたカテゴリーを限られた人員で判断した指標との認識を持ってございまして、何分前という数字に絶対的な評価価値はないと考えております。しかしながら、1年前、あるいは10年前と比較してどう推移しているのかという、相対的な評価価値はあるかも分かりません。その相対的な評価価値を持って政策誘導をするということは十分考えられることではあると思いますが、町政レベルではなかなか難しいことではなかろうかと思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

申し訳ございませんけれど、自分、耳がだいぶ遠うなって。

何か、考えたことがないとおっしゃいましたかね。この問題について。

はい、分かりました。

自分、初めにも聞いてもろうたように夢みたいな話が、夢がいつかは本当になってくることが多いわけでお聞きしたことです。まあそういうことでしたら、分かりました。

それで2番も、そのことについてどう取り組みますかという質問でしたけれど。申し訳ないですけど考えたことがないとしたら、これはもう省略致しまして。

その3番目の、自分ね、この南海トラフによる地震。これもね、ここへも書かしてもろうちょうように、考え方によたらね、半分終末というような、自分は考え方するわけです。しちよります。

まあ自分が申すまでもございせんが、いわれる地震起きたら津波。それが来たら、自分はもう、その宝永のね、記録に残っちゃうように亡所。自分らの佐賀にしても、この大方はこの入野というかね、ここの。なんちゃんいなと思う。自分は、それこそ土台だけ。土台だけが残ったというようなことが出てくるように、自分思います。

まあ自分らも議員研修で東北へ行ったとき、気仙沼にしても、あの高田ね。それからあそこ、南三陸。まあ志津川いうあれでしたけど。それから仙台、こちらへ下がってからね、あの荒浜を見たとき。あそこは伊達政宗さんがあの運河造ってとかいうようなこともちょっとあったように思うがですけど。ほんまにね、自分らの言葉で言うたら、これがたまるかというように、自分は思いました。

それで、その30年、7割、8割の確率で発生するというのがもうどんどんどん近寄ってきよる。ほんで自分ね、その地震、津波が来て、それから後、まあ確かにうちの町は町長が先頭でね、昨日、宮川同僚の議員の

質問、おとといでありましたが、防災の計画。それは進んじよと思います。しかし自分はね、それも大事ですけれど、もう一つ大事なが、被災をしてから後の取り組みうか。まあ、ええことやないき縁起が悪いみたいなものですけれど。今、東北で問題になっておるが、なかなか復興が進まんと。復旧が進まんと。それから、まあ家族にしてもいろいろなね、問題も出てきていうことがようテレビらでも出てきます。

ほんで自分は、これも何回も聞いていただいたことですけれどね、その南海トラフによる地震が起きたら、もう東京、名古屋、大阪、3大都市はね、自分、駄目になると思う。そうしたらね、うちら高知、この田舎にはね、自分、手が回らんと思うがです。まあ、これもよくいわれておることですけれど、あの女川。あそこが被災後に、まあ家建つかよいうたら、7、8割の人がね、建つということで土地を造成したけれど、2年、3年たつて、まあもう4年なりますけれど。ほいたら、3割ぐらいしか建つ人が出てこん。もう時間の問題。それから資材は上がる、大工さんの手はない。そういう問題が現実にはあって、自分らは、東北の皆さんには申し訳ないことですが、そういうこと勉強させてもらえた。そのための、自分はね、あの取り組み。被災後のこの町をどういう町に復旧、復興。それがあるかないと。別に東北の人にはないとは言いませんけれど、現実にああいう問題が起きてきちよる。そしたらうちが、町長の思いの中によね、黒潮町はこういう町をつくらうと、こういう再編をしようという、まあ計画言うたら大げさですけど、申し訳ない思いが自分はね、なけりゃいかんと思うがです。

そういうことで、自分は被災後の町の復興、復旧についての取り組みをお聞きしたいということで、この3問目出しちよります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは明神議員のご質問にお答え致します。

まずは通告書に基づきまして答弁させていただいた後に、ご質問の中でご指摘いただいた事項について答弁させていただければと思います。

南海地震災害は半終末とも言えますが、とのことですが、私の考えでは半終末という認識は持ってございません。しっかりと復旧、復興が果たせるものと考えております。

その上で、復興構想はということでございますが。単純なハードの配置ということでございましたら、かなりの短期間にまとめることもできようと思いますが、東日本の被災地の現状を教訓にするとすれば、それぞれ被災者の心理的などを含めた多岐にわたるものについての配慮が必要でありまして、今後の復興構想はまだまだ相当の時間をかけて構想を練らなければならないと思いますし、また、その時間は十分あると思っております。

また、もう少し踏み込んで申し上げますと、この復興構想は時間をかけてやるべきだと思っております。短時間でまとめることがあってはならないと思っております。

また、ご質問の中でご指摘いただきました、まず復旧について、それから復興についての全体的なお話を少しさせていただいた後に、それぞれの答弁をさせていただければと思います。

まず、被災後の対処、対応について。これは議員からご指摘されますように、この防災対策、あるいは災害対策の中でも大きなウエートを占める課題でございます。しかしながら、私どもがこれまでこの東日本から4年間、そして、あの3.31の新想定公表から3年間、自分たちが最大の理念として持ってきたのは、そのときにいかに人名を確保するか。これが最大の自分たちの使命だと思って、防災対策を進めてまいりました。

住民の皆さまのご協力もありまして、やっとならスタートが切れたのかな、そして、土台が固まりつつある

のかなというところまで来たかなと、自分では思っております。

これからは、ご指摘いただいた復旧、復興について本格的に協議を進めていかなければならないフェーズに入ったと。もう少し言いますと、入れたと思っております。

その中で、まず復旧について申し上げます。こちらは、情報防災課長からもこの議会でも答弁がありましたように、まず、全体的な土地利用計画の中で大枠の配置計画。例えば、少し規模の大きい仮設住宅の設置場所であるとか、そういったことを町がまずあらかじめお示しをさせていただくということが必要かと思えます。その上で、かつ27年度から本格的な取り組みが始まります地区防災計画。この中で、住民の皆さまからのご意見がしっかりと反映された地区防災計画が協議を進めていく段階にあります。この中で地区ごとの復旧をどうしていくのか。こういったことは住民の主体性にも委ねなければならないものでございまして、この2つの考え方の整合性を取っていくというのが、まずはこの復旧については一つの大きな方向性であろうかと思っております。

次に、復興でございますが、自分が一番、復興の中で重要視をしたいと思っているのはスピード感でございます。いくら、素晴らしい、防災に強い、まちづくりの絵が描けたとしても、それが10年かかるようであれば、今の東日本の現地を見ていただくと分かりますように、もう避難された方、長期的な避難に及ばれた方の大部分が帰って来られないと。こういったことになりまして、城はできたが人はおらずということになりかねないと思っております。こちらにつきましても、いくら素晴らしいまちづくり構想があったとしても、それをしっかりと実施していく人間がいないということであれば、復興を成し遂げたということは言えないと思っております。

よりまして、すべての考え方を排除せず、これは防災の進め方の基本的な理念、私たちが持っている基本的な理念ですが、この復興についても同様でございます。現地復旧までしっかりと検討した上で、この復興構想は練らなければならないと思っております。

このスピード感のみならず、東日本の事例を教訓にさせていただきますと、やはりお仕事、そして住居。こういったことが大きなウエートを占める課題であろうかと思えます。そういったことの上で、次の世代にしっかりと安全な町を残すのか。すべてをクリアする、すべてを100パーセントでクリアしていこうとすると、どうしても時間がかかる。時間がかかると、人が帰ってこない。こういうジレンマに東日本は陥っているわけでございます。もしかするとすべてが合格点は頂けないかも知れないけれども、スピード感を重視した結果こういう復興構想になります、ということは十分あり得るお話だと思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

分かりました。

まあ自分は、3年前いうかね、ちょうどこの議会中に地震が起きたわけですが、まあ正確に言うたら4年前になりますけど。ほんでその後、6月議会に町長に、申し訳ないですけど町長、自分は良かったか悪かったかは別で、もう先はないことは分かっちゃ。けど、町長はまだ30年も50年も生きれるお年やき。今、町長が取り組んだことが、自分の目で、ああ、よかった、これはこうしたらよかったとかいう立場になられると思います、いうこと聞いていただいたことがあります。おっしゃるように、これはなかなか難しい、まあ自分が言うまでもない、難しい問題で。

それで自分ね、あれでした。出口で高台移転の問題が出てね、ほんで、ああ、これはええよと思っちゃった。しかし、これは、まあざっくばらんな話が先立つものはお金でよ、金がないいうたらこれは難儀なもんやよと

思うてね。

が、この問題はね自分、出口だけの問題やない。これ黒潮町全体よ、問題やと。ほんで、あのときは、まあ出口の皆さんのお話でしたけど、この話を全町の中でね、話をして。まあ、自分のこれ思いです。ほんでね、1軒でもかまん。自分の思いでは。そういう形にね、進める。そうしたら、もうお金のないことは分かっちゃうがやきね。しかし、まあいろいろな問題ありますけど、100億のお金がよあるわけよ。ほいたら、もう町民の皆さんに、もうここは我慢しちよとおせよと。この事業はね、これは今は出口やけど、みんなが考えないかん問題やき、そのお金で出口の事業の第一歩を、というような取り組みができなかったかな思いましたね。ほんで、まあこんな話をしてもらちが明きません。ただ、自分はまあそういうことでお聞きしました。

ほんで、防災。結局、自分ね、これだけはもうなんぼ防災して。また、確かに町長がおっしゃるように、執行部の皆さんがおっしゃるように、黒潮町からは一人の犠牲者も出さんという気持ちで取り組むことはありがたいことです。これは、が、残念なことにね、自分はそうはならんろうと。ほんで自分自身がね、もう自分自身が、運が強かったら生き残れる、運がなかったらもう地震で死ぬると、もう自分思うちよります。自分は。そういう問題やもんで、ぜひ、被災後にうちの町はこういう町にしよう。

まあ繰り返言なりますけど、そういうことで自分、この庁舎の移転ももう国営の農地へ持っていたらどうぜよと。ほいたらそこへ公共の施設をだんだんに持っていく。そしたら、浮田でも問題になり、町長もちょっとお話しになりました、被災後の公営のあの住宅。そういう所にも取り組みよかったがやないろうかと、自分はまあ、いう考え方持っていたもんで。

分かりました、この3番目の問題はね。

ほんでこの、次の4番目。これは自分、12月議会にもちょっと聞かしていただいたときに、今、町は県の方での問題があるようで、うちでも検討して3月にはこの取り組みのあれが出てくるから、危機管理に対する対策のね。いうことでございましたが。

その後の経過というか、それをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは明神議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、通告書に基づきまして答弁させていただきます。

原子力についての危機管理のことについて答弁をさせていただきます。ご承知のとおり、本町は愛媛県に所在する伊方原発から北西端で約76キロの位置にございまして、原子力災害対策指針の原子力災害対策重点区域の範囲外ということになってございます。しかしながら、原子力発電所の事故による被害は単純に原子力発電所からの距離ではなく、さまざまな要素に起因する可能性があるため、町は原子力事故災害発生前に実施する予防対策について定めたいと思っております。

なお、他の原子力発電所において事故が発生したということになりますと、本町への影響があると予測される場合には、これから申し上げる定めに従って、これを準用して対応するということとなります。

なお、ご了解を賜りたいのは、これから申し上げる項目につきましては、3月24日の防災会議に地域防災計画という形でご承認をいただかなければならないものでございまして、現段階では案ということになっておりますのでよろしくお願い致します。

まず、この原子力事故災害対策につきましては、町民等への情報伝達体制の整備、ならびに広域的な避難対策等の整備、そして物資、そして県内産品の保護と観光対策の整備について定めることしております。

なお、応急対策につきましては、同様の内容もございますが、情報伝達、防護活動、ならびに町民等の健康被害、広域的な避難対策と支援要請、ならびに物資調達と供給活動、そして県内産品の検査と観光対策ということになっております。

もう少し踏み込みまして、災害復旧対策となりますと、町民等の健康対策、そして除染および汚染廃棄物の処理、ならびに広域的な避難対策と支援という項目でそれぞれまとめさせていただきまして、3月24日の防災会議の方へ地域防災計画という形でお諮りさせていただくということになります。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

まあ自分、この4番のあれは、これ1番とも関連がないわけじゃないですけど、やっぱり自分、環境。これは山を、川を、海を守ることが、自然を守ることが第一やという思いでした。が、福島のあの事故が起きてから、こりゃ何がどうしても環境の破壊者は原発やよと。まあ原発いうか、核やという考えを持ちました。それで自分は、もう原発はいかんねえと。現実にいわれます、脱原発いうてね。まあ反対いうか、する人は。けんどもね、自分言うが。脱原発いかんいうて。今、自分らが考えないかんことは、脱電力やないかよと。これは。原発がいかんきエコのエネルギーいうても、これをもまたいろいろな問題がある。まあお金の問題から、それから後の問題ね。はやソーラーにしても、寿命が来て後、ほいたら駄目になったもんどどうするぜよというようなことになると、またこれ問題いうようなこともあって。

ですが、そうはいうても、まあこれも自分、何回も聞いていただいたように、福島にしても、それこそ自分が言うがやない。前の首相の小泉さんがね、オンカロ行っちゃったと。日本には廃棄物処理するところがないこと。ほいたら片方では、そんなこというたち今あるがを、原発止めても今あるがを処分せないかんいうようなことで。ほんまに、申し訳ないけんども子どものけんかみたいなものや。これは現実に、これほんまにどうしようもない問題やと自分は思う。かというて、ほいたらこのままでかまんかよいうわけにはね、自分はいかんと思うから。今、福島でね、あの問題が始まりました。処理のね、処分の。けんども、30年したらどっかへ持っていくけんども、今持っていくところがないにね、自分30年後にね、ほいたらうちが受けろかというところ出てくるろうか思うて。

ほんでそれと、まあこれは去年の10月、自分ちょっとした、自分の言った趣旨とは別のことで見出しになったき問題なりましたけんども、汚染水の問題。汚染水が漏れた。漏れたことは言う。けんども、影響はある言わんきね。なかった。ある言うたら大事なるき。自分はね、この問題は大変な。陸地の場合は国内でしまう。けんども、海の場合は全世界。もう回る話では、もう福島による汚染水で、高い低いはあるけんども、もう海、汚染されてない海はないいうようなことも言う人もおるようなもんで。ほんでこれを、悪かったら国際問題いうように自分思うがです。まあ、それはそれとして、まあこれはそういうような思いでね。

ほんで自分は、あの伊方の再稼働にしても現実に、鹿児島島の川内の再稼働が今年は起きる。再稼働になるろうという。もし、もしのこと言いよったらこれ果てがないいえないですけど、もう40年が。ちょうど自分らみたいなものや。もう先、なんぼも残っちゃらんがやきね、耐用年数が。ほしたらね、今まで30年事故がなかったき、ほんで後も大丈夫やいうようなことは、まあ自分らの頭では考えれんことやきに、まあこの問題をこうやって質問しまして。

ほんで、まあこれももう、それこそ質問やきに答えをほしいがですけど、もう毎回毎回おんなしようなあれで。もう、今の町長の説明で分かりました。それで3月の24日、どういうものが出てくるか期待しております。

それで2番の、漁業問題について質問致します。

皆さんもご存じのように今年1月の17日、中土佐でカツオフォーラム、ありました。

ほんでこれは、こんなこと言うとまたおかしいですけど、佐賀のときに、からもうこの資源の問題。ほんで、佐賀でのあれで元議長やった西村策夫さんとね、これは国に何だらかんだら言うたちいかんき、もううちからこの問題を、いうようなことが発端でこの会ができたがやなかったかとは思いますが。まあ自分に言わしてもらうたら残念なことね、資源の問題について自分らの思いは、カツオだけやない、海の魚の資源の問題についての取り組みやったのが、まあ佐賀から始まってね、ほんで、宮崎か沖縄。それから4回、ほんとのね、資源の問題についていうあれは出てこざった。今回初めてね、カツオ資源の問題が主題となって。ほんで、元水産庁の次長されていた宮原さんが、カツオ資源動向と今後の展望ということで基調講演がありました。ほんで、終わりの方になりまして尾崎知事さんも出席されて、ほんであいさつの中で、カツオの問題については県も取り組むというようなお話があったわけです。

それで自分、この質問でここへも書かせてもらっておるように、今、まあこれは3番と関連するがですけど、その地方創生の事業よね。ほんでこれを漁業に、カツオ、いうことは考えておりませんかという設問で質問しておりますが。

それを町長にお聞き致します。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは明神議員の2、漁業問題についてのマル1についてお答えします。

地方創生にこのカツオ事業が活用できないかということでお答えさせていただきます。地方創生の活用に当たっては、創生法の中で、地方人口ビジョン、地方版総合戦略に沿って、施策の展開となっています。

主な点を見てみますと、1点目として、国や県とともに、町は平成27年度中に地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定するとなっております。黒潮町では、10月をめどに策定予定となっております。

2点目として、地域の特性を把握した効果的な政策の立案。国の政策5原則に基づく5カ年間の戦略策定展開と実行体制を整えるとなっております。

3点目として、明確な目標とKPI、重要業績評価指標を設定し、PDCAサイクルによる効果、検証、改善を行うとなっております。

4点目として、地方公共団体、地方議会を含め、産官学金労言、女性、若者、高齢者など、あらゆる人の参画による推進組織により審議、検討するとなっております。

カツオ漁業につきましては、2点目に照らし、地域の特性や課題の分析を行い、産業構造を把握した実効ある目標と取り組むべき施策を立案し、関係者により検討できるのではないかと考えております。

黒潮町として、人口の減少、高齢化、資源の減少というピンチをチャンスに変えるべく、政策づくりに取り組むときと思っております。

カツオ資源の問題につきましては、2014カツオフォーラム in 中土佐の、宮原さんの述べられた資源対策としては3つのことが言われると思っております。

1点目として、仲間づくりをしていく、自分たち沿岸漁業が痛んでいるという議論をしていくということ。

2点目として、カツオが来なくなったという日本の主張を科学的に強化していくこと。

3点目として、EU、ヨーロッパが行っている、違法、あるいは資源が将来まで持続するような取り方をしない漁獲物はEU市場には入れないというルールを、水産輸入物の大国である日本としても適用できないというこ

とがこれから大事になるということでした。

さらに、これらを基に、日本のカツオ商品、カツオ文化、カツオ漁業に携わる人々の生活が脅かされるということを主張し、国内世論に指示を受けていくことが大切であると述べられたとっております。

これまでも町長が各方面に要望してまいりましたが、政策提言として市町村大会等で要望することを考えております。

要旨としては、黒潮町の基幹産業である、わが国のカツオ一本釣り漁業の存続と発展を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会において、真に実効ある資源管理体制が早期に構築されるよう、これまで以上に強力な国際交渉を進めるようにというものです。

また、5月には、町長が理事を務める全国市町村水産業振興対策協議会と、水産庁の幹部との意見交換が予定されております。その席上でも、資源問題について粘り強く要望活動を行っていく考えです。

併せて、町としてカツオ一本釣りにおける佐賀漁港の活餌供給事業、金融支援等を行っていく考えです。

なお、このフォーラム in 中土佐で隣の席に、全国近海かつお・まぐろ漁業協会の、尾鷲の三木会長が同席しておりましたが、要望活動は行政や団体と複数で行うべきとの助言を受けました。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

まあ自分ね、その地方創生の、その国からの事業を利用できんかという質問うか設問さしてもろうちよるがですけん。自分ね、2月7日ね、石破大臣も高知来てくれて、いろいろな話も聞かしてもろうて、これで何が出来るやおかと、自分は思うちよります。

自分やないぜ、ある人がよ、結局、一極集中。都市と田舎、格差。そこをくぐり抜けて偉くなった人が出してきちよる地方創生の事業によね、考え方はええ、いうてその人言いよう。考え方はええけん、依然として、今、国が出てきよるこまごましたところには格差ができるような取り組みがあるいうて、その人はねそんなことを言うちよったがね。

ほんでね、自分思うがです。まあこれ問題が出てきたらね、いろいろな答えが出てきます。取り組みが出てきます。けんどね、残念なことに大体、手遅れが多い。本来やったら、これは口で言えること。問題が出てくるまでにこちらが問題を作ってよね、それに取り組まないかんやお自分思うがです。ほんで今も言うたように、口じゃ簡単に言えるけんどね、なかなか難しいこと。

まあこれ私事みたいになりますけん、自分らも高知カツオのとき、自分12年前にね、県にリースの事業をお願いした。ほんで、国は1割やった。ほんで、県に自分2割をお願いしたがです。その2割いうがは自己資金分やき。ほんでそれが、助成ができんようやったら、つくってもろうてもいけませんいうて。ほいたら、そのときの高知大の委員長、まこと、明神の話聞いたらそうか分からんねいうことで、県はやるようになった。けん、県も税金使う事業やきね。ほんでね、事業主を漁連にさすいうて。申し訳ないけんどね、自分、ああ、これは駄目や思うた。ほいたら、自分が駄目言うたかどうじゃなしによ、漁連の当時の理事さんは怖いきいうてね、それよう受けざった。

そのカツオね、ありがたいことに何とか釣らしてもらいようけど、うちのね戦闘力があるき釣れようがやきね。ほんで自分、あの事業にあつて高知の船がもっと新しいになつちよたらよ、どんなんなつちよったかないうように思うわけ。それで、自分はそのときも、本来やったらこの事業一番やってもらいとうないがは自分ぜよういうて。うちは5億でつくちよ、この事業やったら4億でできるきね、いうて言わせてもらったこ

とですが。

ほんで自分ね、これはもう12月にも、それから9月、町長に何回も。何回も言うたら失礼かも分かりませんけど。佐賀には19トンの船もある。それから船員もおる。それから、こぎの人らも腕のある漁師がおるきよ。ほんで、まあ自分前に言わしてもらったのは、漁業公社のような形を取って、それこそ第三セクター方式でもかまん思う。そういうことで船を建造すると。それができんろうかねと。ほんで、自分はいかんいかん言うけど、そういうことに創生によるお金が使えるようやったらいうことでの質問です。

まあ自分ね、今、うちでもやりよるあの缶詰もよかり、それから、昨日も出ちよった観光事業もよ。けど船が多うなったらね、まあこれカツオの問題はありますけど。ほいたら、もう自分言うまでもない、町の医療費が違ってくる。国保じゃないきね。それからね、定年退職なってからのね年金。これ、ひとつも行政は負担せんずつによ。少のうてもあの船員の人らはね、年金が100万、120、30万、少ない人でも入ってきよう。国保の年金とは額が違う。それが町へ入ってくるがにつながる事業というように自分は考えるきに。

ほんで、先にも聞いてもらったように、そういうがへこの創生事業は活用できんかねいう質問です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

12月にも、公社船方式による船の導入ということで明神議員から質問がありました。そのことやと思っておりますけど。まあ、そのときは4つの理由で厳しいと、私は答弁しました。

そのカツオ漁業が、明神議員は、もうこれから先は将来がない、駄目やということで日ごろおっしゃってますけど、まあ、黒潮町としてはこういうカツオで現在も栄えております。

で、まあ公社船方式うか、この創生の中で船を造ったらどうかということですけど。それについてはまあ、先ほど述べましたですけど、その戦略会議の中でそういう審議、立案する所がありますので、そういう関係者の方でこれから先、もんでいってもらったらと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

ほんでね、自分もこすいきよ、カツオ船とは言うちよらんきね。船を造れんかえ。

もう残念なけどね、自分はもうカツオはね、もう来んなった。餌もどんどんどんどん少のうなりよう。

けどね自分、漁業はよ、ないようにしたいかんと思う。ほいたら、カツオがいかざったら何するぜよということ今考えないかんと自分は思うちよるもんで、まあ、船を造る建造の形をね問い合わせたがですけど。分かりました。

そしたら、それに関連してきますけど。これも前からね、町長、課長には聞いていただいております、海底魚礁の設置についてのその後の経過をお聞き致します。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは明神議員の2の漁業問題についてのマル2について、お答えさせていただきます。

ボックスパレット、旧よこはま水産における魚の保管をしておりますボックスパレットのことやと思っておりますが。ボックスパレットによる魚礁については、安定計算は従来の沈設魚礁の条件で対応できる結果とな

って試算は出ております。安定計算はされております。一基当たりの制作費が63万円となっております。一基当たりといいますと、ボックスパレットを24個で1基とするもので、単体の重さが22.7トンとなっております。

これの作成についてはですね、ボックスパレットを管理している指定管理者の施設での使用予定があるため、協議が必要と考えております。地方創生事業の採用となると、地方版総合戦略や関係者と協議の上、検討するようになると考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

これも、こんまいが。ほんで、まあ前も課長ともちょっと話聞いていただいたこともある思うがですけど、テストにねどれぐらい効果があるか。ほいたらあれは2万か3万ばあで、こんまいがはできるわけよね。まあそれも添えて、とか何とかいうたら2万、3万じゃ済まんと思うけど。

ほんで自分それをね、港のあの佐賀の外港、例えば、船市場のこの、あこへ2個か3個沈設してよ、ほんでその効果を見て。ほんで言われる、この海洋建設さんかね、シェルナースいう名前やけど。それへ海藻が付く、藻が付く。それから、こんまい魚が集まるいうようやったら一応効果があるき。ほいたら、本格的にやるということも選択の一つやないかなというように。まあ、これは前も課長にもね、聞いてもろうたことやったけど。まあ、一応町としたらそういうことで、12月議会に町長の答弁にもあったように。ですから、それはそれで進めていただきたいと思います。

それで3番目。先にも、地方創生の事業はいかんいかん言いもって、この浜の活力再生プラン。今、漁協、まあ全漁連から始まって、取り組むあれが出てきた。ほんで、これは漁協、漁連とともに、行政も一緒になってこの事業をやるということが北海道あたりではどンドンどンドン進みよるわけやもんで。

ほんで、これに対する町の取り組みはということでの質問でございます。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは明神議員の2、漁業問題についてのマル3についてお答えします。

浜の活力再生プランにつきましては、昨年9月議会にも答弁させていただいております。水産庁はこの事業について1年前にスタートさせ、水産日本の活性化に向けて取り組んでおります。

このプランについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、農林水産業、地域の活力創造プランに沿って施策を実施することとなっており、このプランの中で、浜ごとの施設配置、役割分担、販路開拓等を定めた、浜の活力再生プランを作成、実現することとなっています。

高知県漁協も、県内を6つのブロック、地域水産業再生委員会に分けて政策に取り組み、黒潮町も幡東ブロックの地域水産業再生委員会のメンバーとして、昨年7月より参加しております。委員会の構成は、漁協、漁業者、高知県、黒潮町となっております。国と漁協、委員会とが直接お金については取引するという内容となっております。

プランの内容については、漁業環境が厳しい中、解決策として漁業関連収入を上げるための対策、コスト削減の対策をプランに盛り込むもので、目標として最終目標を挙げて、所得の10パーセント向上を目指しております。

幡多ブロックでは、3つの漁業の活性化の取り組みを計画しております。

1 点目として、カツオひき縄一本釣り漁業です。方針として、カツオ船へのサービスの向上、活餌供給体制の構築、市場機能の充実と衛生管理の徹底となっております。町としても、カツオ活餌による価格の引き下げ、水揚げ支援、金融支援等を引き続き行っていきます。

2 番目として、小型機船底引き漁協です。方針として、鮮度管理技術の向上、漁獲物の付加価値の向上となっております。町の支援としては、女性グループの土佐黒潮工房に対して、販促用としてフライヤー、冷凍ストッカーの購入支援を、本年度は行っております。

3 点目としては、深海ひき縄のアカモツを対象とした漁業です。方針としては、入野のアカモツの認知度および漁価の向上、新規就業者支援となっております。町としては、本年度、アカモツのブランド化のため市場調査として、金沢、京都、名古屋、築地に市場調査に行っております。そのほか、荷造りの選別台や、タグ打ち等の支援を行っております。

この中でコスト削減策として、船底清掃と減速運行の取り組みを行うことで燃油消費量の削減に努める、省燃油活動推進事業を行っております。また、燃油高騰に備え、漁業経営セーフティーネット構築支援事業の加入促進も併せて行っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

まあ今、課長の説明をいただいて、ありがたいことだと思います。

けんど自分、先にも聞いてもろうたようにね、今そういう問題が起きちよるがやきね。ほいたらどっこもね、おんなしような考え方の人がおって取り組む。前も、町の事業でもそんなことがあって、自分当時の課長に、ほいたら課長、その事業をやるがうちだけかよ言うた。いや、34市町村みんなやる言う。みんながやることええろうかねいうて、自分言うたことやった。

ほんで、今課長の話のあったことね。自分ね、今の日本の漁業の問題はよ、取る魚がおらんってきょうが。これは、その全漁連、まあ浜の活性化再生プラン、3月末に510地区でプランの策定を決定して、ほんで2月までには大体250ぐらいが、水産庁の長官がよかろう言うたいうて。けんど自分、これでほんまに漁業元気になるろうか。自分はどうかと思う。いうことは、確かに、まあこれまたあれになるけんどね。自分らもよ、自分自身も、これはまこと、漁師も釣るばあじゃいかん思うて。加工して売らないかん。加工せないかん、売らないかん。残念なけんどね、その加工するカツオがもう取れんってきょう。元が駄目になってきょうに、元の問題は置いてよ、ネダイを売る。今、よう全国市場もよ、衛生管理せないかんきいうてHACCP（ハセップ）がどうのとかかんとか、あんなことでひとつも。ほいたらそれで漁師が良うなりようかいうたら、ひとつも漁師良うならん。ほんで、せざつたらもっと悪いなるかも分からんけんどよ、自分ね、肝心なよ。ほんで先ほど、まあこんなこと言うたらなんぼでもあるけんど、もう時間ないき。

セーフティーネット、油のね。残念なことには、これも町長にも何回も聞いてもらうことやけんどよね、今の日本の漁業はね、人より油使わな漁ができんがです。ほんで自分は、もう10年も前からそんなことはもうやめろと言うけんど、そうやねいう話にならんき、毎年どんどんどん船は少なうなっていく。取ったもん勝ちやに。あれを、いろんな考え方あるけんどよ、IQ、ITQ ね。もう取る量決めてよ、もう無駄なこと自分らせんとおろういうようなあれにしたらね、自分、日本の漁業はね自分は復活する思う。けんど今の漁師はね、無駄な経費を掛けて、それから無駄な労力を使うて、魚いっぱい取ってきて。昨日まで1,000円もしよったがが、

魚がいっぱいあったき 300 円にも売れんというようなことをねやりようし、やろうとしよるきに。ほんでそれをまた、今言うようにね、国が助けよう。何やらかんたら格好つけて。と、自分は思うが。

ほんで、先ほどの課長のお話のそのアカモツの話ね。これ残念なけどね、自分カツオはよ、何回もこれも聞いてもらうように、心配してくれることはありがたい。けど今言うようによ、もうカツオ釣り行きよったこぎの人らが商売ならんきいうて、何千万も掛けた船つないで、機船ら行きよるに。その問題。ほいたら漁師がどうやったら沖へ行くかいうね、ほいたら魚増やすこと。ほんで自分は、まあここへは今度はあれしちよらんけど、先に魚礁やないけど、もう高知県、土佐湾に大型の魚礁をやってよね、そこの魚増やすと。

今、話にもあった国際会議でね何とかかんとかする言うたちよ、あれは、外国は魚取りようがやないがやきね。食料確保しようがよ。収奪戦やき、これは。そんなあれにね、日本がね立ち向こうて勝てる道理がない。2,000 トン、3,000 トンのヘリコプターで網持って取りよるとこへね、800 トン、ふとうにしたいうても元は320、30 トン。それを 800 トンにしたいうて。ほんで自分、あっさり言うが。おんなしようにするがやったら、なぜ水産庁は 1,000 トン、2,000 トンの船造らさんろうかねいうて。資源が大事やいうても、もうそんなこと聞いてくれんがやきね、国際的には。ように自分思うて。ほんで、何だらかんたらしゃべりよったらあれやっただんどよね。

ほんでこの浜の活力再生プランにしてもよ、自分は初めにも聞いてもろうたように、ほんとにそのことで漁業が元気になるかよと。ほんで、漁業が元気やない。まあこんなこと言うと申し訳ないけどよ、日本の食料は心配ないかよと。国も、50 パーセントに自給率を上げる言いよったががよね、45 パーセントにこの間落としつろう。アメリカのある大統領はよ、食料自給率 100 パーセントもないようなことを、そんな国のことは考えられんいうて言うたいいう話も耳にするけどよ、自分、ほんとやと思う。そういうことで、その浜の活力再生プランのこともお聞きしたことでしたけど、分かりました。もう時間もないなりようきね。

ほいたら、3 番の地方創生事業についてお聞き致します。

まあこれも、あの石破さん、高知へ来たときにね、今からは公共事業じゃいかん、企業誘致じゃいきませんと。田舎の農業、漁業、一次産業を元気にせないかん。そのことが日本の将来を決めるいうてね、自分ら聞いたらうれしいなるような話。

自分ね、思うた。今まで、別に石破さんが悪いとか、自民党が悪いとか何とかいうがやない。食料は要らんぜよいうことで、どんどんどんどん一次産業を駄目にしてきてよね、これじゃいかんきいうて、また食料作とうせいうわけにはいかんに。ほんで、自分言葉を変えてよ、地方の創生いうてね言いだしたがやないかなと思うが。

まあそういう中で、ここへも書かしてもろうちようように、この地方の創生事業を、町長として、町としてよね。それから、場合によったら現場の責任者のその総務課長、どういのお考えをお持ちかお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは明神議員の、地方創生事業をどう受け止めるのかというご質問にお答えさせていただきます。

今回の一般質問でも、各議員さんから何度か同様のご質問をいただいております、その都度答弁してまいりましたので重複すると思いますが、ご理解いただきますようお願い致します。

まず、最大の利点は、今、黒潮町を動かしてる総合振興計画のこの理念。これらの中の、重要施策の体系がこれにあります。

これ、もう少し具体的に申し上げますとどういうことかと申しますと、この重要施策の体系化を進めてるこ

のプロセスで政策体系の脆弱性が明確になってくるということで、スクラップアンドビルドが行いやすいということでございます。つまり、足りない部分は補って、そして過ぎてるところは、もうこの際廃止というような体系化が図れるようになるかと思っております。そして、それらを一連の流れとしてパッケージ化すると、今示されている中では、これが最大のものだと思っております。

併せて、平成28年度からの新型交付金をはじめ地方創生制度全般について、しっかりと情報収集ならびに政策提言を行っていきたいと思っております。

それから、幾つかご指摘もありましたので、少し申し上げさせていただければと思います。

まず、この地方創生事業の全体なんですけれども、自分たちが誌面、あるいは各種メディアの報道等を見ていてどういう感じを持っているのかということ、実際に報道されている内容と、それから、実際に霞ヶ関、永田町で起こっていることとの乖離（かいり）が少しあるなどと思っております。

まず、少しテクニカルなお話になりますが、この地方創生事業を所管致します、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部。ここのプロパー資金というのは非常に少ないです。よって、これからどういうことが起こってくるかということ、これ強靱化のときもそうでしたが、この地方創生という政府の理念にのっとって、27年度からの各省庁の政策は大体この冠が付いていたり、理念の中にこれがうたい込んだ制度が出てまいります。これが大体政府の理念と、その省庁の政策と。これはよく永田町、霞ヶ関でいわれる、ブリッジ予算とかブリッジ政策っていいんですが、こういう形で下りてまいります。これが27年度のお話です。で、28年度からどういうことになるかといいますと、今国会の審議を経て、28年度から新型交付金、これが創設される予定ということになっておりますが、実際にどういう内容になるかも分かりませんし、創設されるかどうかも分かりません。これが今、現状で申し上げられることでございます。

そういうことでこの地方創生、いろいろな球が降ってまいります。しかしながら、少し有利だからといってすべてに手を出すのではなくて、自分たちの町として何をやらなければならないのか。先ほど申し上げた、何が足らなくて、何が過ぎているのか。これが整備されていて初めて、どの事業に手を挙げましょうかということが決定されるわけで、とにかくこの体系化をまず急がなければならないと思っております。これが、27年度中の策定努力義務といいますか。がございまして、3月いっぱいまでかけていると28年度当初に間に合わないの、国の方の当初に間に合わないの、10月をめどに何とか概要だけでもまとめ上げたいと思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

先にもちょっと聞いていただいたように、地方を元気にするための事業ということをね、目的にしておりますが。ただ、頑張るところには、頑張るところは助けるぜよと。頑張らんとこは知らんぜよと。

自分ね、思うがです。おんなし頑張っても、東京の近くの、まあ自分ら漁業。百姓さんのことはともかく。漁師が頑張るがと、高知の漁師が頑張るがとね、もう条件が違うきね。もう現実、自分らのカツオでも勝浦へ揚げたら1,000円する。けんど佐賀へ揚げたらよ、高知へ揚げたら500円。それはもう、消費地との関係。それから、その鮮度の問題。それは、もうしよないこと。そういう問題があるわけで。ほんでまあ自分、今、町長のお考えはお聞きして。

それから2番の、農林漁業の一次産業にどう生かしますか。まあ漁業の場合は、先ほど聞くことを浜田課長からお聞きしたもので、農業の場合。一次産業、もう町長もいつも言う、うちの町は一次産業の町やと。農業、林業、漁業。

ほんで、農業の場合、この事業をどういような形で活用するかということについて質問致します。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、明神議員の3番、地方創生事業についてのマル2、農林漁業の一次産業にどう生かしますかの、農業についてのご質問にお答え致します。今までもご質問がいろいろ地方創生についてありましたので重複する部分があると思いますが、ご了承お願い致します。

地方創生事業につきましては、平成27年度中に中長期を見通した人口ビジョンと、5カ年の地方版総合戦略を策定し実行するよう努めるものとなっております。

基本的には、人口減少と地域経済縮小の克服のために、国の長期ビジョンおよび総合戦略を勘案しつつ、地方人口ビジョンや地方版総合戦略を策定して、地方創生に総合的に取り組むこととしています。

その中の、目標を達成するための市町村の具体的な施策の策定に当たって、農林水産業については、国が策定した農林水産業・地域の活力創造プランに沿って施策を実施することとしています。

そのプランでの農業分野については、多様な担い手の育成、確保や、農地集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消等、そして6次産業化の推進、また、農協、農業委員会改革などについて示されています。

それらを踏まえ、これから27年度に地方版総合戦略の策定に当たるわけですが、具体的な戦略計画の検討についてはこれからとなります。

ご質問の、どう生かしますかにつきましては、内容的には、今後の施策の基本目標となっております、国の総合戦略の4つの基本目標があります。

1つ、地方における安定した雇用を創出する。

2つ目、地方への新しい人の流れをつくる。

3つ目、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる。

4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

以上の施策目標を念頭に置いて、具体的な施策、戦略の策定になります。

その中でも、地方における安定した雇用を創出するという基本目標の具体的な施策の参考例としましては、現在も町で取り組みを推進しています、農用地の有効利用と流動化促進等による農業の担い手の確保や育成、農作物の新たなブランドの育成、認証とPRの推進、また、6次産業化の取り組みの推進などが農業支援策の該当項目として記載されています。

以上のことを活用して、農業関係機関とも協議をしながら、制度の向上や新たな施策を審議会で検討していきたいと考えています。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

今のね、課長のご答弁。

まあこれ、自分課長責めるがやないけどよ、これ残念なことに自分ら田舎の人間の願望うかぬ、こうなってもらいたい、あんなってもらいたい。漁業も一緒です。200カイリ、オイルショック。それからあと、国も、こうやったら元気になるぜよ。ほいたら自分らもその気にされてよ、頑張った。けど、どんどんどんどん漁師の人は減っていく、船は減っていく。まあ自分、百姓さんのことは分かりません。けど現実の問題と

しては、まあ一次産業のね農業、漁業、まあ林業も含めて。まあ、林業はまた別の形になりますけど。うちら畜産はちょっと少ないけど、だんだんだんだん駄目になりよう。

ほんでね、自分思うし、言わせてもらうが。自分らね、漁業を元気にするにはどうしたらええろうか、いうことに頭を使う。まあ、どういう形にしたら収入がね、高くなるか。けどね、自分思うがです。それはもう、先への言葉やないけど、昔からずうっと一生懸命やってきて。けど、申し訳ない、残念なけど申し訳ない。先への浜田課長のときにも聞いていただいたようにね、日本で食料は要らんがやきね、いう考えでやってきたがや。ほんで国民の皆さんも、なんちゃあ外国から食料は輸入したらええという考えできちよう。これも、無理もないと思う。ほんでね、自分あっさり言うが。もう今、自分らが言わないかんことは、食料はどうするぜよと。自前の食料はどうするぜよということ言わざいたらよ、なかなか国民の多くの人が、一次産業の農業、漁業をね、考えてくれるようなことには自分はならんと思ういうて。けど、食料ばっかは人間が生きていくにはなけりゃいかんもんやき。そういう問題を自分らは、申し訳ないけど言わんといかんがやないろうかねいうて。それから、ある面では、現実その食料のほんとの問題は、国内の問題は自分らが知っちゃうがやき。自分らには言う、1億の人に対しての責任があるがやないろうかねいうてね、自分聞いてもらうがですけれど。それはまあ漁業の問題。

農業については、そういうあれは課長としてどのようにお考えですかね。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

食料の関係のことですかね。

まあ、今現在、特にお米については価格なんかも下落してというようなことになっておりますが。コメ政策については、基本的に26年に余剰があるというようなことで、その生産調整に向けてというようなことで食料の確保を一定しています。

それで、食料についてはその先ほど自給率の関係も出ましたけど、50から40にまた下げてというようなことで。当然、お米について栽培が増えていったら自給率は上がると思います。しかしですね、その余剰ができたということで価格が下落していきようわけですので、そのバランスも取っていかないかんと思っております。国の施策としては、いろいろそれに対する交付金なんかも出して対応をしてくれています。

課長としての考えということでしたので。その交付金を使ってですね、ある程度、農家さんは収入を上げていくというようなことを目標にやっていかないかんがじゃないかと。それにまたいろいろとですね、地方創生との関係の事業も加味できたら、それで収入が増やせれたらというふうには思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

はい、分かりました。

ほんで自分ね、その浜田課長と2人が話してよ、ほんでね、農業、漁業は守ることはないいうて。食料はどうするぜよという幕をここへ下げたらどうかと思いますが、どうですか。役場へ。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、ご指名いただいておりませんが。

今は極端な例を提示されて、いわゆるその食料の大切さということを自分たちにご指摘いただいたことと思います。

食料自給率のお話は、これまでも何回か議員とはやりとりさせていただきましたが、申し上げたことあるかも分からないんですけども、食料自給率はですね、国内の食料生産力が下がって自給率が上がるということも、これはロジカルにはあり得るお話でございます。大概の場合、そのときは国力低下ということが付いて回るんですけれども。

よってですね、食料自給率のみで食料の安全保障をどう考えるかということはどうも、少し偏り過ぎている考えではないかと自分は思っております。むしろ、例えば、今の食料自給率が低い最大の要因である輸入の食料ですね。こういったものがストップしたときにどう食料を確保するかということであれば、自給率というよりも、むしろ国内の食料の生産能力。これをどう担保していくかということの方がよっぽど大切な指標でありまして。

例えば、普段は花卉（かき）栽培をやっている所は、直ちに食物の栽培に切り替わるといったようなことで。ずっと換算していきますと、国内の食料の生産能力というのはそれほど低くないと思っております。自給率が低いだけであって。

もっと言いますと、自給率の低い要因の中には日本のその農業生産品の特性がございまして、どうしてもカロリーベースでやれますと、カロリーの低い野菜等々の生産力が高いわけですから。それらもひっくり返して考えるとですね、驚くほど食料に対する安全保障の基準が食料自給率だけで語られていいのかというところには少し疑問が残ろうかと思えます。

こういった前提を踏まえた上で、ずっとご指摘をいただいてまいりましたこの食料の問題につきましても、自分たちも全く軽視をしているわけではございませんが、何分にも非常に長いスパンで物事を考える必要がありながらも、例えば今月とか、あるいは今年1年、来年のこと、というようなところまで切羽詰まっている経営体もございまして、どうしても短期的な施策を打っていかないかときもあると思っております。

まあ、今後はできるだけ両立しながら、長期的視野にも立ちながらですね、短期的な政策もしっかりと打っていくと。こういった基本姿勢を取ってまいりたいと思えます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

その農林漁業、まあこれ、後の3番もまあ一緒みたいなもんですけれど、2番の問題は分かりました。

それで3番の、農協。いじめられた言うたらいかんけどよね、いろいろ問題があった。まあ確かに、お話をお聞きしたら、現実によそより農協のものが高いとか何とかというような問題もあって、そんなとこを取られて、国から攻められたと思うがです。

ほんで、この問題は自分、漁協にもいずれこういう問題が出てくると思うから、ほんで、それへの町の対策はということでの質問ですが。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは明神議員の3、地方創生事業についてのマル3についてお答えします。

これについても TPP の関係だと思っておりますが、これも昨年9月にちょっと述べさせていただいており

ますが。

漁協への改革着手については、具体策はまだ何もありません。まあ、状況を見ながら対応していきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

まあね、農協は、ここへも書かせてもろうちょうことやけんど、200 億以上のお金持ちょうとこがあると。漁協は1パーセントあるかないかやきね。

ただそこで自分、12 月にも質問したようによね、いかんいかんいうて自分はこの創生事業、言いようけんど、12 月には、この創生事業で地方を元気にする、一次産業を元気にするいうがやったら、海と山、川。自然を元気にせな自分はいかんと思う。ほんで12 月にも、この創生事業で自然を元気にする事業に取り組むことはできませんかいう質問をさせてもろうたことですけんど。農協、漁協を元気にするにはね、自分それやと思うがです。

そういうことで、創生事業で自分が今言ったような一次産業を元気にする。ほんで、とともに農協、漁協を元気にするには、この創生事業を活用することは考えておりませんか。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

まあ、農業、漁業を元気にするということですけど、まあ自然環境も併せて元気にするということだと思っておりますけど。

まあ黒潮町については、旧佐賀町のときに伊与木川清流保全条例ですか、明神議員提案でできた伊与木川の清流条例等があります。それについても、地域の伊与木川を守っていく、環境を守っていくということで制定されたことやと思っております。

そのほかにも山林についてはですね、町としても家地川の分水問題等があります。あそこがなくなっても、あそこがなくなるということはないと思いますけど、日ごろから町としても、この水溶の涵養（かんよう）に対してはいろいろな努力はしていかなきゃいかんと思います。適切な森林整備。それが町民の水の確保等につながりますし、併せて農業とか漁業のプランクトンですかね、そういうものも上流から下流に行ってきて、永続的な漁業等も確保されると思っておりますので、環境等についても考えていけたらと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

自分ね、海も50年かけて駄目にしたきね、元へ戻すには50年かかると思う。

ほんで今、まあこんなこと言うとあれですけんどね、水道の水。あれに金魚とかメダカ入れたらすぐ死ぬるがを自分らは、これはもうええ悪いじゃなしに、どんどんどんん使うて流しよう。それだけやない。自分はそういうところからよ、取り組む。

三重はね、英虞（あご）湾はね養殖が多いき、ほんでもう化学洗剤らはね使いよらん。というのは、造船所へ行たとき、自分洗濯しよった。ほいたら、おばさんの人に笑われた。おまんら漁師がよ、洗剤をそんなに使

うてたまるもんかいうて。漁師が海大事にせんでどうなるいうてね、言われた。これも40年も昔の話ね。そういうところに、自分は田舎の町はよ、ほんで自分が自然を元へ戻すいうことにこの事業使えんか言うたのは、そういう自分らの日々の生活の中、生活排水。そういうところからね、自分は取り組まないかんいうことでの設問、質問でした。

はい、もう時間がもうあと2分やもんで、もう議長にも言われる前にとと思いますが。

町長はじめましてね、執行機関の皆さんにおかれましては、物分りの悪いじいさんやと思いつながら、まあ長い間付き合っていたことをお礼申し上げます。

それと自分ね、町民の皆さんにもね、自分ほどね議員らしいことしちよらん議員はおらんとするてよ。ほんで特に佐賀の、浜町、明神、会所ね。3部落の皆さんにはね申し訳ないようにするて、すいませんでしたと。

それからまた、ご縁をいただいた同僚のね議員の皆さん、どうもありがとうございます。皆さんには4月の選挙が控えておつてね、自分は全員が当選されることを信じております。

地方自治体にとつたら、ほんまに大変な厳しいときでね、ほんで、大西町政を支えていただきまして、住みよい黒潮町のためをお願いを致します。

それと、これ蛇足になりますけど。自分ね、議員のOBの人がね傍聴に来ること、自分見たことないがよ。けど自分はね、時間があつたらよ出てくるか分かりませんき、そのときはよろしくお願ひ致します。

ということで、ほんまにこれは長い間お世話になりました、ありがとうございます。終わります。

議長（小永正裕君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

この際、11時まで休憩致します。

休 憩 10時 37分

再 開 11時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第77号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、議案第77号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを報告致します。

今条例は、支所にあります中の海洋森林課と建設課を1つの課にまとめるという議案であります。

執行部の方からの説明によりますと、業務量の増大の中で住民サービスを落とさないための改革で、課長の業務量が均等化が図れ、町内全体の住民サービスを考へての課を統合するものとの説明を受けました。

議員の方からの意見と致しましては、一部は、統合については合併10年内にするのは疑問であると。まあ言うたら、合併からまだ10年もたつてないだけに、中での課の統合は疑問であると。これは合併後すぐに、2年目ぐらいのところで一度、佐賀の方では統廃合いうかその統合をやられております。それについて、また今回もそういうことだったということでの意見もありましたけど。

まあ佐賀地域としては、海洋課にはこれから漁業、漁港の港湾の事業について、すこぶる頑張つていただかなければならない時期が来ているということと。また、地震対策、高規格道路への取り組みなどを考へ、これから、今の拳ノ川から佐賀の町までの間の延伸も決まっております。そういうことから考へてみると、やはり

きっちりと課としてあって取り組んでいただきたいという意見があって、できれば、どうしてもその統合するんであればということで、建設課へ森林課を統合し、海洋課はそのままにして、庁舎内を2課にすることで業務がうまくいくと思うということの意見があり。まあ、とにかくそういうように、の意見が出ました。

そこで、総務常任委員会では、この議案第77号については全会一致で否決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで、総務常任委員長の報告を終わります。

これから、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

濱村君。

14番（濱村 博君）

この、今資料を頂いてます議案20号の中にある事務処理ですかね、組織のことにに関して、合併4年後に組織の見直しも図るものとするという文言がありますが。

これについては何ら、その意見とか、そういうものはなかったですか。

議長（小永正裕君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そういうことは一切、執行部の方からもそういう説明を受けておりませんし、議員の中からもそういう質疑はありませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

1番（小松孝年君）

この機構改革についてはですね、なかなか自分たちその現場におけるわけじゃないので、すごい分かりにくいところがいっぱいあります。

ほんで、委員会にはやっぱり調査権がありますので、一応現場の、言うたら声を聞くとか、そういう調査をしてみないかというふうな声はなかったですかね。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

委員会の中ではそういう意見は出てきませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

池内君。

13番（池内弘道君）

委員長の報告の中で、業務量の均等化を図るということで、この行政組織の改革を行うということが執行部の方から提案されたということがありましたが。

住民サービスの低下という面で、どのような話し合いがなされたか、なかったか。

ちょっとお聞かせください。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

委員会の中で、住民サービスについても、その分けていうか統合して1つにするの方がサービスの低下を招くでないかという意見は、そういうような雰囲気の話はありましたけど、執行部の言うような、住民サービスの低下が起こらないように満遍の業務を均等化するというような話にありましたけど、委員会の中でそのことについて、住民サービスについて、統合するとちょっとやばくなる感じじゃないかなという雰囲気の話はありましたけど、それ以上の深い住民サービスについての議論はありませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

坂本さん。

4 番（坂本あやさん）

お伺いします。

大方と佐賀町の合併協議会の協定内容についての話が出ておりましたけれども、その内容についての議論というのはどのようなものがなされたのでしょうか。

例えば、課の設置の状況がですよ、19 年度から 21 年度についてはできる所からやっていくとかいうふうに、協定内容はあるんですけども。佐賀の地域だけが減ったわけじゃなくって、大方の、両方総合庁舎方式でしたので、両方の課が入ってると思うんですね。

そこらへんの議論というのはなされたのでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そういうように、合併協の協定とかに基づいての、そのあっちがこっちがということ。一番出てきた言葉が、対等合併であると。合併が対等合併であったという言葉は出てきました。

だから、こちらの方には言われんですけど産業推進室とかいうように、一つの新しい課ができております。で、その見返り言うと言葉がおかしいですけど。分散ということで、佐賀庁舎の方には教育委員会が、それまではここにあった教育委員会が向こうに行っております。それでいくと、町長も合併協の協定でいくと週に一遍は佐賀の方に来るということでやってたけど、当初はあったけど途中からなし崩しの状態で、そういうこともされてないでしょうという意見は出てきました。

だからそういうように、合併協のことのあれでもつれみtainなその議論はなかったというように、私は思っております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

池内君。

13 番（池内弘道君）

行政組織の改革自体について、その反対があったのか、賛成があったのかという話し合いは出ましたでしょうか。行政改革自体は必要か、必要でないか、という話し合いは委員会の中で出ましたか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

今回、その必要かどうかという議論よりも、この改革の提案された、条例の一部改正の方については議論がありましたけど、全体的に、今から何年先にあるかという、必要とかいう、その議論までに発展しておりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第 77 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、賛成の討論はありませんか。

濱村君。

14 番（濱村 博君）

今回の件は、提案理由にも、それから議員さんの一般質問の中でもですね、町長はじめ副町長の提案理由とか一般質問に対する答弁なんか聞いておりましたが、決して佐賀を軽視したり、公平性を欠くようなお考えには聞こえてこないです。

また、私も佐賀の方にも知り合いがおりまして。問い掛けても、それほど住民は動揺してるようにもないし、それほどの、数名かの質問された議員さんが危惧（きぐ）したり、ご心配されるような声が挙がってこないんですよ。

それに、またもうちょっとすれば職員の異動等の動きも出てくるでしょうし。

せっかく町長が挙げてくれております、来年度の予算とか、それから施行の方針に支障や混乱を招かないためにも、私はこの議案には賛成させていただきます。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論はありませんか。

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

議案第 77 号については、私は反対です。

本議案の質疑と一般質問でも述べましたが、町長や関係者、町民の熱意が認められ、高規格道路も西へ西へと延伸の方向が見えております。特に、佐賀地区は津波高日本一ですので、命の道として早く佐賀まで、早く大方までと、待ち望んでおります。この意思や意欲を関係者に見せるためにも、建設課を充実して、地域住民と国交省の中継ぎが重要と考えます。

また、佐賀インター関連でも、町がすべき周辺整備事業の関連した事業が増えてきます。ある町では、高規格道路を造るときにそういう関連事業をきちっと、町と地域と国交省の中立ちの下に契約などもしてですね、準備をしてきております。

また、事故が多い国道 56 号小黒ノ川地区の急カーブの改良も、この関連でやっと改良の方向が見えてきました。今回を逃すと、3 度目はないと思います。町が十分かかわって、地元調整が必要でございます。

また、海洋森林課も、漁業の町、カツオの町で重要な所管課であり、漁獲高の低迷のときですので、機能の充実が必要です。このために、本年の町長の施政方針では数々の対策が書かれております。しかし、建設課と統合しますと課長の業務が分散をすることは、このことと矛盾をしております。

合併時の紳士協定であります、支所機能充実に関する合併協定項目第19では、対等合併の趣旨に基づき両町に総合支所を設け、現在のサービス水準を低下させないように努めるものとする。第2には、合併の効果を発現させるために、簡素で効率の良い機能を目指すとして決めております。また協定項目4では、対等合併の趣旨を尊重し、両庁舎を同格として位置付ける。庁舎については、2町の庁舎を有効活用するとあります。

合併時に、大方7課、佐賀5課あったものを、現在では、大方8課にし、佐賀を3課にしております。これ以上、佐賀支所の機能を縮小し、住民に不便を掛け、経済的なものも含め寂しい思いを掛ける機構改悪には反対を致します。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

坂本さん。

4番（坂本あやさん）

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

（議場から「聞こえん」との発言あり）

ごめんなさい、入ってませんでした。失礼しました。

私はですね平成12年からですね、大方町の時代から議員生活をさせていただいておりましたけれども、その間には本当に予想しないような市町村合併の議論やですね、4年前にあった東日本の大震災というような、いろんな出来事がありました。その中で、さまざまに町の形というのはそのときに変わってくるんだなということを経験させていただきました。

今また議論になっております、この機構改革についてもですね、その合併した2町がどうしたらうまくやっていけるのかというところでの気持ちのせめぎ合いというような部分も見えてきているのではないかとは思いますが、決してですね、私は合併して悪かったなとも思っておりませんし、それから両町がこれからうまくコミュニケーションを取っていくためには、必要なことはやっぱりやっていかなければいけないというふうにも考えてきました。

今、ご指摘のありました合併協定の話についてもですね、まあ全く両組織が対等だから、両組織をそのままやっていくというわけではなくって、やはりそのときに合わせてですね、調整できる所から進めていきたいと思います。ですから、19年にできること、それから21年度から22年度ですね、変わってくるのは、その支所の機能についてもですね話し合いをされ、提案されたことを私たち議会は認めて、こんにちがあるということです。議会の議決をもって、やっぱり課の設置条例が認められ、19年の改革、22年の改革等が行われてきております。これは議会が認めた結果でございますし。

それから、何よりですね、私が心配しますのは、この課の設置条例についてはですね、条例の提案権は町長のみでございます。私たちのですね議案の提案権というのは、一般的には町長と、それから議員の双方にあるものでございますけれども、特別な場合というのがありまして。それは、町の専属に資することと、それから議員がやることとあります。その中にあるのが、町の直近下位の内部組織の設置及びその分掌事務に関する条例は、町長の提案権のみしか認められないということです。このことから考えてもですね、この町長が提案するこの議案の重要性というのを私たち議員はですね、よく認識しておく必要があると思います。

そしてですね、この地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるために必要な内部組織を設けることができる。要は、提案することができるということですね。

そして、この提案については、内部組織の編成に当たっては、地方公共団体の事務に運営が簡素かつ効果的なものになるように十分配慮した議案の提案をしなければならない、とあります。

そして、このことがですね、私たちがこの議案を判断するに当たっては、地方自治体の長の最大に与えられている権限が、この議会が修正するとなるとですね、この議案が本当に適法性、法にかなっていることなのか、それか違法性があるのか、という観点からしか修正はできないとされています。そういう点から見るとですね、私はこの今回提案されている議案についてはですね適法性であって、違法性はないと判断をします。

それで、まあ私たちは議員ですのでこの議決をしたときにですね、これから町長に求めていくことについては、この予算、それから組織を改革することによって、着実に業務を執行していただいているかどうか。ほんで、効率的にこれが運用されているかということについては十分配慮をしながら、チェック機能を果たしていかなければいけないと思います。

そういうことから考えて、町長に最大限権限が与えられているこの条例の発案権ですね。それを議員も、議会も、やっぱ尊重していくべきではないかと思っていますので、この議案については何ら問題がないと思いますので、私は賛成致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論はありますか。

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

反対の立場から討論致します。

この平成 16 年 12 月 11 日に町会議員であった人が、この中に何人もおります。

平成 16 年 12 月 11 日というのは、これは、高知新聞さんに載った記事です。そのときの町長、下村町長が、議会に対する提案理由の説明の中でですね、下村町長はですね、請願は不採択になったが、住民が選択できる状況を設定すべきだとかやね、提案理由を説明よ。それで、まあこれはちょっと、ここの所、長くなりますので飛ばしますが。

要するに、下村町長は 3 月末の合併をですね、3 月末の合併申請すれば特例債を使えるとの思いも多少あったが、約 3 カ月での申請は事実上不可能。両町で真剣に時間をかけて協議していきたいと答えた。これが、12 月 11 日付の高知新聞さんの記事です。

そして、16 年 12 月 17 日付のこの高知新聞さんの記事にもですね、合併特例債にこだわらずという見出しがあった後で、合併特例債を使える来年 3 月末までの合併申請にはこだわらない。合併に関して、これから議論が深まっていくと思う。これが 16 年 12 月の、下村町長が議会に対する、旧大方町に対する提案理由の説明の一部です。

それでですね、平成 16 年 12 月 18 日、これも高知新聞さんですよ。カメラさん、よう映してくださいよ。両首長、3 月申請にこだわらず。こうあるんですね。

そのときの新聞の中身はですね、これは、法定協は何が何でも合併を進めるものではなく、住民に判断できる材料を提供する場、いうやりとりがなされておりますね。そのとおりですね。

で、下村町長はですね、住民が納得できるようじっくり協議し、新しいまちづくりの構想を作りたい。こういうことを述べておるんですよ。

議長（小永正裕君）

矢野君、議案第 77 号の件について討論してください。

15 番（矢野昭三君）

だから、そこまでいかな。

これはよ、というがはね、ここの高知新聞の1月19日付でよ、3月中の、下村町長ですよ。3月中の合併申請も視野に入れ、住民が後悔しないような協議を進めたい。

これね、合併協のこれ資料なんですよ。そうすると、そのときに議会に諮ってですよ、12月議会と違うことをやるいうことをこの新聞ではっきり示した。これはね、議会がね3月申請せんいうことをいうて可決した。合併協をつくった。つくったら、年が明けて1月19日や。議会になんちゃ言わんと3月申請をするじゃ言う。ここからうそが始まっちゃうがや。私のうそというのは、

議会の議決に対しては、議決をもって対抗するしか対抗要件が備わらん。これは、合併協というのは町長が任命した、委嘱した人の集まりや。すると、ここから後のことは全部おかしなことになる。これが、こんにちの黒潮町の原因。だから、私はこれはおかしい。

で、17年2月28日の、合併協のふるさとセンターであった話も、まあいっぱいあるんですがその中でもよね、対等合併という部分も出てきましたね。これ2月16日ですよ。対等合併とは何ですかと。これは精神の部分にあるという考えてほしいと。ほんで、これは松崎区長、精神の部分というのは、で、下村会長は、貴重な意見ありがとうございますと。だから、何が対等合併かということになってくると何も無い。

それから、2月22日、17年の。池本町長は、佐賀町民の心、そういうところが大事ですよ。その前に会長がよ、まあ言うたらそれぞれに応じた配慮が要りますよと。地域地域の配慮が要りますよということですよ。そういうことでその後、池本町長の後の発言は、地域審議会は佐賀の委員の意見を最大限尊重すべきである。これがまあ、抜粋一部なんですよ。

で、あとですよ、合併申請、3月のときにあったのは、こんなような合併協議の資料、知事に対して申請されてないんです。これはその段階では議決してない。その後もしてない。これは、合併協の皆さんが作った資料じゃ。議会で議決してない。それをもってよね、この文書にあるとかないとかいうことはおかしな話じゃ。

で、しかもこの中にあるですよ、ある一部ですよ。例えば建設事業やったら、合併した19年当時ですよ。成又熊野浦線の改良工事はね、これ20年で全部終わる予定やったがですよ。ところが、突然、あの道の工事が止まった。原因は何か。佐賀は道がええき、やらんちかまん言う。道が悪いから直さないかんいう工事がやりゆうのに、止められてしまった。まあこれは、大西町長になってから工事再開してくれましたけど、まだ工事、済んでないんですよ。工事中。

それから、若山線。これもね、約束は20年で終わりますよ。

議長（小永正裕君）

矢野議員、2回目の注意致しますけども。

議案第77号に対しての討論をやってください。

15番（矢野昭三君）

だから、言いようがですよ。

そういうことでよね、課をまめるというのは格好いいですよ。だけど今まで、支所長、それから課長、課長の中でも海と山抱えてですよ、もうたくさん骨折りゆう。それへ建設課のこを持ってきてやるいうて、4役できるような能力のある人間はいない。何が合理化ですか。改革ですか。それで改革できる道理がない。今までより仕事が進まんなる。

私はね、これから期待できるいうても今までのこうやってきたことを見ただけではね、これはうまくいかない。町長も、下村町長のときに、まあ週に1回でしたかね、佐賀へ来て座ってくださいいうことで、部屋と机とパソコンも構えた。何回かはあったと思うけども、その後全然ない。多分、大西町長もしてないと思う。1回も。そんな状態の中ですよ、副町長にもね、私言ったんですよ。佐賀へ来て、パソコンもあるんで、部屋

もあるんで、座ってくださいよと。ネットでこうつながってるんで、この役場は。どこにおってもできますよと、仕事はおんなしように。そういうこと言うたけど、まあ必要があればとかいうようなことで。いや、必要があるかないかの判断は誰がするかいうたら、それは副町長ですわね。だから、初めからやる気がない姿勢でやりゆう。帳尻合わせや。それやったら、特産開発室も佐賀へ来て座っても問題ないけど、そういう動きも全然ない。

だから、条例だけ持ってきて今度はですね、それを執行するための規則が要るんですね。規則が。どういうような人を、何人、どこへ配置して、この予算なり法令なり条例をどう執行、運用するのか、いう説明は全然ありませんでした。だから、佐賀町民はですね大変失望しとるがですよ。

先ほど同僚議員がね、佐賀の人はそんなこと言わん人がおる言うたけど、大方の人やち、そんなことをせん方がええわのうと。それは、おまんの言うこともっともよという人もおりますよ。

だからね、もうちょっとね公平にやってもらわないかん。人口が、例えば佐賀を1としたら、合併当時は大方は2.5。その割合、それは人口の問題。それから基金はどうか。合併当時の基金。実数で、佐賀の方がよけあった。基金は。税収はどうか。税収、あるいは歳入含めてね、どうか。佐賀の方が割合よけながじゃ。ほんで、違いがどこにあるかいうたら人口。これは違った。大方が多い。だからね、こういう状況の中で佐賀をこう力をそがれる。課を減らすことは、権限を持った人間がそこにおらんなるわけ。課長は課長としての職務権限、責任がありますので、それを減していくということは相当なスーパーマンでないと、あと誰がやっても務まりません。それはね、大変な、そこに誰が来るにしてもね、その人を追い詰めていきます。追い詰める。そんなことをしたらいけません。

町長が急がれるというのは私も何となく分かるし、頑張っってやってくれゆうがは分かるけど、もうちょっとその佐賀町民の心というものを配慮していただかないとこれは困る。

審議会か何かやったということやけど、それもその日提案し、その日答えを出す、とかいうようなやり方じゃったらしいですね。その中身は私には分かりませんが、そんなことでね、うまくいく道理ないですよ。頭数ばあ何とかこう整えていくというがは、それは限られた予算、限られた人員の中で改革は進めないかんけれども、どれだけ、じゃあ一体、佐賀町民の声を聞いていただいているのか、時間をかけて。悩みをどれだけ聞いておるのか。

副町長には1回も、鈴、市野瀬等々行ったことがない。何をもってそういう、みんながそんな案に対して。これ町議をしておりますので、みんな賛成したき出てきたと思うけど、これはね、なかなかね私は納得いかない。

で、この間、佐賀中学校の卒業式に参加させてもらいましたが、正面のステージの一番前へ、教育目標、人を大事にと、こう書いちゃりますよ。この今の行政のやり方が、ほんとに人を大事にするというやり方やろつかね。私は町長に頑張ってもらいたいし、応援もさせてもらいたい。だけど、それを今のやり方をもってした方が、町行政は進行、発展していくのか。ここで一呼吸ついていただいて、町民の声をもっと聞いてもらいたい。私は、賢明な町長やから、そんなことはすぐ分かっちゃうと思う。

ほんでこの問題は、19年にこの私がこの場へ立たさせてもらったときにも訴えたのは、あまりにも勝手にやり過ぎると。その執行権の問題ですから、1係、1課長はバランスが取れん。それが委員会の中でもありました。それは、そういう説明ですよ。あった。だけど、1係、1課にしたのは、町長の裁量権でやったことですね。町長の職務上の権限の中でやったことで、1係にしたことは議会に何ら関係のない話で、議決事件でも何でもない。言い換えたら、町長の職務権限というのは侵すことができないわけですね。だから、1係にしたことは誰も文句が言えない。それをやっておいて、自らが1係1課は能が悪いと言われても、議会としては、あるいは議

員としては、何も言えないですね。それは矛盾した言葉を町長が使っておる。まあ自ら町長が、今回の件は発案かどうか分からないけれども、その責任は町長にあるわけです。

ずうっとこういったことを見よったらね、わしね実は、これ町長の考えやなしに、誰かの差し金かなあというように思えて仕方がない。私はもうちょっとね、ここの町の成り立ち、平成16年12月のこの議会の提案理由の説明から後のことについて、あまりにも勝手にやってきちゃう。

そういう経過を見てですね、今回のこの条例についてはですね、反対致します。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論はありますか。

小松君。

1番（小松孝年君）

この77号に賛成の討論を行います。

まあ課の統合ということで、課が減るとということは佐賀の庁舎にとっては何か寂しいような感じもしますがけれども、説明の中でもありましたように住民サービスの向上のためということならばですね、自分たち議員はなかなか反対するわけにはいかないと。

この問題はなかなか難しい問題で、なかなか自分たち、機構改革については現場サイドに、そこで働いているわけではありません。なかなか、そのへんの聞いてきた経緯もありませんので、今すぐなかなか判断するというのはなかなかできません。まあ、今からはどんどんそういうことも聞いていかないかんとは思いますがけれども。

今ですね、いろいろ反対の話も聞きました。ほんで、この議案が出たときに、いろいろ同僚議員からとか、それから住民の方々とか、それから行政関係の方々、いろいろ話を聞いてみましたけれども、そういった中で判断ですが、今さっきも出てましたけれども、高規格道路なんかの推進のためにもやっぱり建設の課が必要やないかというのがあります。ですが、その高規格道路についてもですね、今、町長が率先して働いてくれております。

でまた、今回、人員が減るわけではありません。係の仕事がなくなるわけでもありません。まあ、ただ課長にとってはですね、結構、1つの課とか、1つの内容じゃなくていろんな係を担当しなければならないとなると、やっぱり負担も大きくなると思いますけれども。まあそんなこと考えよったらですね、町長なんかは全部の課を把握せないかんわけです。町長、副町長。それはできているわけですから。まあそれは大変かもしれませんが、今の時代にこれは頑張っていけないかんのじゃないかと思います。

我々議員もですね、やっぱりその時代の流れというのはいっぱいあります。いろんなところで変わってくる時があります。今はあの震災が起きて、今、防災対策に移らないかんとか。まあその時代に応じてですね、いろんな流れを把握しながらやっていかないかん、考えていかないかんのは、自分たち議員の役目ではあると思います。

ですからまあ、こんな、今回機構改革のことについてですけども。機構改革をやることによってですね、これがまた住民サービスの低下につながっていくようなことがあればですね、また見直しもしていただかなければなりません。まあ今、これが最善の策として多分考えてやられたことだと思います。ぜひ、また執行部の皆さんにもですね、そういった状況でいかなければ、いろいろ配置替え、それからまた、その役割分担の方向を考え直す。そういったことを約束してもらいたいとは思いますがけれども。

それから、まあ自分の聞いた話の中でですね、さっきちょっと合併の話も出てましたけれども、もう合併して10年たちました。ほんと、ここでまた、せっかく今黒潮町が1つとなっているときにですね、また佐賀とか

大方とかいう話をしているのは、ほんと今、この時代です。

今回の一般質問でもですね、いろいろと地方創生の話もありました。ほんまに今からこの町がですね、1 つになって頑張っていかなければ、ほんとに取り残されるような町になります。こういった議論じゃなくてですね、もっとほんとに、自分たちの考えというのは住民のことを考えてですね、やっていかないかんのじゃないかと思っております。

ほんと佐賀の人たちにはですね、寂れ感があるとか、そういうふうな感情もすごく、分からないことではないです。これは別に佐賀に限ったことではなくてですね、まあ大方、この黒潮町全体、また幡多郡、高知県、日本全国の問題でもあります。そうならないためにですね、今からこの町はですね一つになって頑張って、住民の福祉の向上とか、いろんなことをやっていかなければならないのです。

まあ結局ですね、ほんま町のために、今から黒潮町として前に進んでいくためにですね、また、この機構改革を1回やってですね、それを見て、またいかなければ直していく。また、佐賀の庁舎の方に、その業務的なことがあってですね課を増やすことも、また後々考えていただくことをお願いして、私はこの77号には賛成致します。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論はありますか。

森君。

11番（森 治史君）

私は合併がどうのこうのと言いません。ただ今、佐賀町では高規格道路の延伸とか。

（議場から「旧佐賀町」との発言あり）

うん、旧佐賀町。うん。

まあ、佐賀地区ではそういう大きな事業があります。それからまた、防災関係の関連の事業も、佐賀地区には多く残っております。それで、まあ現在でも避難タワー、6億近いものが繰り越しで事業が残っております。

そういうことを考えた場合に、もう少し事業の目鼻が付いてからの統合ならよろしいんですけど、今はまだそれに、延伸できてくるあのインターチェンジの辺にも、やはり土地勘のある職員さんを張り付けてやらなかったら難しい点もあろうと思います。まあ、行きゃあ誰も慣れてくるかもしれませんが、仕事の上でしたら。けど今の段階で、佐賀の課を1つにまとめた事業はちょっと早いんじゃないだろうか。少なくとも、いろんなものの大きな事業がまだ山積してる。それが目鼻が付いてからの統合なれば賛成できますけど、この今の時期での課の一本化ということについては、私は事業進ちょくとかを考えた場合に不安がありますので、この議案には反対を致します。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論はありますか。

池内君。

13番（池内弘道君）

私はこの議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

この議案の提案理由につきましては業務量の均等化。佐賀支所、大方支所の業務量の均等化をとということが第一の目的だと思っております。

で、坂本議員が言われましたように法的な根拠もありまして、事務および事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるように十分配慮せないかん、ということが第一だと考えております。この少ない職員の中でいかに住民サービスを充実させるか、ということが第一の問題だと思っております。本庁機能を低下させないために佐

賀支所の機能を低下させる、というような提案ではないと思います。

皆さんが、佐賀の人たちが、佐賀の支所の課が1つ減るということですが、人員の方は小松議員が言うように、保育係が佐賀の方に移ります。人員の方は減ってはおりませんので、そういうところも執行部としては配慮もしていただいております。

課長が1人となるということで、その業務量は多くなるという話もありましたが、やはり2つの課が1つになって、その課長がその2つの課の権限を持てるという素晴らしい。権限を持つということは、やはりその支所にとっても素晴らしいことだと思いますし、住民に対してマイナスの面はないと思いますので、この議案に対しては賛成致します。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論はありますか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は、この提案については反対で意見を申し上げます。

日ごろからですね、支所機能の充実をどのように位置付けていくのか。それから、合併後の閉塞感をどう解決するのかというのが、私、地元に住んで一議員としてですね感じるところでございます。今回の機構のその改革の問題は、将来の支所機能への不安をかき立てるものだというふうに感じました。

1係、1課長だから、課を統合するというご提案でございますが、このことはですね、本庁から1係をあの佐賀の方へ持ってくれば済むことだと考えておりますし、海洋森林課長がこのたびもし不在になるということで、新しく課長にですね、建設課も海洋も持たすのはちょっと不安があります。

それとですね、佐賀の住民福祉をどのように考えているのかということも気になります。

それから、地域の町民のですね、生きる熱意をそぐようなことはすべきではないと常に考えておりますので、支所機能の充実は地域の元気や、その地域の過去の歴史の誇りを盛り立てるものであるべきだと考えます。今、頑張っている地域住民の皆さんの力になるような施策をせないかんと、こういうふうを考えます。

それから、海洋の振興、農業の発展、林業の改善、生活環境の安全対策等、いくらでも課題は残っております。支所はですね、地域のシンボルタワーでございます。これを少なくしていくというような観点でおってはいけないと思います。

24年度の人事の機構では、佐賀に土木係と、そのまちづくり係ですか、これがございました。25年度は、今言われる建設課1係、土木係ですか、これになっております。この時点でもですね、私どもはがまんしています。だんだん寂れていくんじゃないかという感じは持っております。なお、それに加えて今回、この課を統合ということでありますので、ますます気になります。佐賀が元気になれば黒潮町も元気になると、私は思っておりますので、支所の機能の充実を図らないかんとします。

それから、まだ合併後、先ほど10年と言われましたけれど、10年はこれから始まるんで、まだ9年目でございます。その9年過ぎたところで、4月からすぐにこういう不安と不信を感じるような機構改革はすべきではないと思っております。

もう少し追加すればですね、まあ黒潮町になって生まれてきた方が、20歳になり、30になり、40になり、そういうふうになって、地域の問題はもうクリアじゃねということになれば、当然、統合的な機構の改革もすべきであると思えますし。

もう一つはですね、この合併して、佐賀と大方というこの距離感。この距離感がどう縮めていくか。これもですね、高規格道路が今後できて、大方まで、今、20分で行かれるのが10分で行けるねというぐらいになれば

ばですね、地域住民が本庁の方へ行くにも楽になります。そういうくらいの長いスパンですね、この問題は押さえていかないかんと考えております。

で、一つ安心したのはですね、町長が、支所機能をなくすのではないということをごちゃごちゃと言われましたので、その点は安心しておりますが、地域住民のためには支所はシンボルですので、先ほど言うたように。ぜひ残していただきたいと考えておりますので、この提案には反対します。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論はありますか。

（なしの声あり）

反対討論はありますか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

私は、この議案の提案はほんまに残念に思います。

というのは、森さんのようなお考えの方が大方にはおいでますけれど、佐賀出身の議員は反対。大方町出身の議員の皆さんは賛成。今、自分ら1つの町になっちゃうがです。にもかかわらず、地域を基にしたお考えが出てくるような議案。これは両方にけんかすみたくないもんやき、自分は残念に思う。

自分は、この合併には反対でした。まあ先日も聞いていただいたように、自分らやらないかんことをやらんとおって、ほんで合併したらうまいもん食べれるき。そんな考えで、田舎が元気になる道理がない。ほんで、自分は反対いうて言わしてもらいました。

先ほど、矢野議員の、当時からのいきさつの説明もありました。そういう中で、自分ね、町長としての立場も理解できんがじゃないです。合併そのものが、今問題になっている都市と地方の格差の一つの表れ。そのために、すったもんだすったもんだ、うちだけやなしに日本国中。

議長に注意されるか分かりませんが、自分はあるときも矢祭町へも行きました。根本町長さん。自分一人やったきね、いかん言われた。けんど、いや、自分はただほかの町村の人と混ぜてもろうてかまんきいうてね、行かしてもろうた。そういう問題が元にあった、この合併ね。

ほんでね、自分の思いは、佐賀が良うなるとか悪いなるとか、そんな考えは自分は持っておりません。もう反対や言うてもよ、合併した限りは、いつまでもそんなことにこだわりよったら。現実には、娘と息子が結婚して親が反対しても、結婚したらよ、いつまでもけんかができん。それと一緒にやきよね。ほんで、繰り返しますけんど自分は、佐賀がどうか大方がどうかという考えはありません。

それと、自分先ほどの一般質問にも言わしてもろうたことですけどね、今みんながね、自分はがまんせないかんときになっちゃうと思う。けんど、がまんがまん、それからよくいわれる住民サービス。昔のこと言うがじゃないですけど、自分らが子どものときからね、戦争が終わってから、日本が復興、復旧。あのころのことを思うたらよ、住民サービスらね、がまんせないかんときに自分は今、日本は来ちょうと思う。黒潮町も来ちょうと思う。ように、自分は考える。

ほんで自分は、そんなことじゃないと。繰り返しますけんど、今の地方創生の事業。田舎を元気にする。けんど、恐らく町長も、国が。まあ自分、のもんが来ちょうかどうか、言われたかどうか、それは分かりません。おまんとは合併したに、職員もあんまり減しよらんやいかと。課も佐賀にも置き、大方にも置き、まとめやいうて。自分が国の立場やったら、自分言う。そのために合併さしちょうがやきね。けんどそれで、そんなことさせてきたきに、田舎は、自分は駄目になってきちょう。

自分、細かい数字は分かりません。昭和の30年ごろからの合併が、まあうちらの場合、始まったいう。その

ころ自分ら、自分はそんなことは知らざった。親父が、たまたまその当時の窪川町長の仮谷さんという町長さんが、母親の関係でつながりがあったき、ほんでうちの親父に、亀次、窪川は百姓の町や。佐賀は漁師の町やき、合併したらええねや、というような話があったことを後で聞いたことで。そういうようにね、この合併の問題は昔から。明治維新になってからよ、廃藩置県が合併やきね、言うたら。結果として。それは、国の中央におる人が考えること。それに、田舎ははいはいというてきたとは自分は言わん。反対しちょうとこもあると思うき。そういう流れの中やき、町長がこういうあれを出されたということも自分ね、分からんことはない。理解できんことはない。

しかし、それこそないだの石破大臣の話やないけんどもよ、田舎が元気になるかかんいうて。8割の田舎が、一時産業が、中小企業が元気になるか分かん。駄目になる言いよう。にもかかわらず、一次産業の、まあ今は漁業と林業。それに、今度は農業もひっ付けるような形の建設事業。建設の事業、大体、自分は農業とね相通じたところがあると思う。いずれはよ、農業もいうようなことを自分は言うてくと思う。ほいたらよ、今、言うこととやること。国の言うこととやること。別に自分は、安倍さんがどうとか何とか言うがなやない。けんども、自分ら単純に考えたらよ、国はおかしなことを、元気になる元気になる。自分ら子どもときね。

議長（小永正裕君）

明神議員、簡潔に討論していただきたいと思いますが。

10番（明神照男君）

ということで、これは。昔は元気なかった、田舎はね。

けんども今やろうとしようことは、その田舎の一次産業をどんどんどん力落とさすようなことをやろうとしようが。

いうようなことで、自分は町が、佐賀がどう、大方がどうかということとは別に、黒潮町そのものが元気になるには。それで自分ね、この統合でよ、そうやね、黒潮町はよ、黒潮町の一次産業が元気になるというような取り組みやったら、自分は反対しません。けんども、まあ自分の頭で考えたときに、これじゃなかなか。1人の課長が山も、海も、道路も。ほんとのスーパーマンやなけりゃ、スーパーマンでもやれんようなこと、いうような改正、改悪。正か悪かはともかく、立場が違うき。自分は反対です。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論はありますか。

（なしの声あり）

反対討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議案第77号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。

この裁決は、委員長の報告の否決に賛成を求めるものではありません。

本案は、原案について賛成の方の挙手を求めるものであります。

よろしいでしょうか。

(よしの声あり)

それでは、原案について賛成の方は、挙手願います。

挙手少数です。

従って、議案第 77 号は、否決されました。

この際、13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 00 分

再 開 13 時 30 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3、議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第 76 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例についてまで、および議案第 78 号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてから、議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

ただし、議案第 73 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例については、関連する議案第 77 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてが否決されたことにより、採決の必要がなくなったことから、審議しないことと致します。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長 (森 治史君)

それでは、3 月定例議会の総務常任委員会での審議のことについてを報告致します。

3 月 10 日午前 9 時から 16 時 45 分までと、11 日 9 時から 17 時 55 分まで、庁舎別館 2 階ということで、この裏側の教育委員会があったとこの 2 階で、町長、副町長、各所管課長の出席の下で慎重なる審議を行いました。

明るる日、12 日 9 時から 16 時 30 分まで、議案、陳情についての慎重なる審議を行いました。

これから内容の報告を致します。議案につきましては皆さんの所に付託表が配られてると思いますので、それでご確認をお願いを致します。

66 号は、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてですが。

今から黒潮という言葉のをけて、町だけでもよろしいですか。

(議長から「はい」との発言あり)

のけて町という形で、議案の方を言わせていただきます。

この条例につきましては、地方自治法の認可を受けた支援団体とか NPO、生産森林組合などの法人に課税を明確にするため、今まで町の方で法人の住民税の減免の措置のことが明確にされていなかったということで、それを設けるということでございます。これはあくまでも収益を挙げない団体への減免措置ができるということです。

これにつきましては、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 67 号、町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが。

これは上位法の改正によることというか人事院勧告によるもので、民間賃金との格差の是正をするために、職員の給料 2 パーセントの減額を行うものとの説明でした。

2 パーセントの減額であります。勤務年数の少ない職員には減額を抑え、勤務年数の長い職員の方で調整

をしておりますという報告を受けております。

これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

議案第 68 号、黒潮町振興計画審議会条例の一部を改正する条例。

これも上位法による改正ですので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 69 号、町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についても、上位法の改正でありますので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 70 号、町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についても、これも上位法の改正に伴うもので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 71 号、町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これも上位法の改正でありますので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 72 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてですが、これは上位法の改正による廃止ですので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 74 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてですが、これも上位法の改正による条例の制定でありますので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 75 号、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてですが、上位法の改正による条例制定ですので、これも全会一致で可決するものと決しました。

議案第 76 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例について。

上位法の改正により、今まで厚生の方が持っておりました保育所が、教育委員会と一体化になることに伴う町長部局でありました保育所の職員を教育委員会の所管に異動になるものですので、全会一致で可決するものと決しました。

議案第 85 号、町の 26 年度の町一般会計補正予算についてですが。

この方につきましては、9 ページの方の繰越明許費の方の補正であります。総務委員会の所管致します PCB の廃棄に関する所でございますが、これにつきましては、1,000 万の繰り越しになっておる方につきましては、平成 26 年度中に高濃度処分予定でしたが、北九州の方の処分場への運送の順番待ちによる遅れのこと、繰り越しにしておるという報告を受けております。

その次にあります、庁舎整備事業 300 万については、庁舎西にあります現在の職員駐車場が国道 56 号バイパス工事予定地で、3 月末までに国交省へ明け渡しをするので、庁舎東、今現在埋めておりますが。その農地を 1,500 平米を駐車場を造るものです。いずれは、福祉センターの方の駐車場としても活用を予定しておるというように報告を受けております。

それから、その中の庁舎建設事業の 1 億 5,976 万につきましては、これは事業が年度をまたぐことのものであります。

消防費の方ですが、消防署建設事業費 300 万については、緊急出動を知らせる看板を国道の近くに設置ができなかったことで、国交省との調整が必要なための繰り越しというような報告を受けております。

南海地震対策事業の金額は 10 億とかなり大きな、10 億 8,448 万 6,000 円と大きな数字になっております。これは佐賀の避難タワーと、それから避難道との工事が繰り越しになったものであります。

ここで出ましたのが、議員から、避難道路の工事などの建設関係の事業は、ちょうど年度初めの 4 月から 6 月の間が、なかなか仕事がないという状態になります。建設業界が。そこで、そのない年度当初に発注されるようにとの意見がありました。

それに対して執行部の方からは、なるだけ 4 月から 6 月に事業を出せるように考えているとの報告を受けて

おります。

次は、28 ページをお願い致します。

この中の積立金ですが、積立金の財政調整基金の2億855万5,000円につきましては、決算が黒字の見込みで、黒字になった場合にはこれだけが積み立てるという数字を挙げているというように報告を受けております。

それと、下の方にあります防災対策加速化基金のマイナス9,525万につきましては、避難タワー等の防災関連の事業が27年度の事業に繰り越しになったことで、県からの補助金が減額になることによる減額というように説明を受けております。

49 ページをお願い致します。

消防費の方になります。

下にあります、15 節工事請負費の3,500万は、これは工事入札の減による減額というように報告を受けております。

61 ページの方の、公債費の減額についてでございますが、2,692万8,000円の減額については、繰越明許繰分を早急に借り入れる予定でしたが、借り入れが遅くなったことによる減額というように報告を受けております。

これにつきましても、この案件につきましても全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第87号、平成26年度町給与等集中処理特別会計補正予算ですが、これは精算による補正ということで、全会一致で可決するものと決しました。

議案第92号、平成26年度町情報センター事業特別会計補正予算についてですが、これはページ、6 ページをお願い致します。

ここで、諸収入の1目雑入になりますが、この230万につきましては、公共事業に伴う光ケーブル移転のために国交省からの負担金として入ってきたものを、次のページの出の方で保守料ということで、役務費として230万払っております。この事業に対しましては、NTT西日本一四国と基本契約を結んでおるということで、移設工事はそちらの方に回るということです。

これにつきましても全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第93号、平成27年度黒潮町一般会計予算について報告致します。

14 ページの方の入から入っていきます。

14 ページで歳入の方ですが、この中で1目固定資産税ですが、この中の747万2,000円前年度と比べまして減額になっております。

これにつきましては、資産の評価替えがありましたもので、かなり土地の評価が下がったことによってこれだけの減額になるということで、前年度よりも747万2,000円減額で予算を組んでおるというように報告を受けております。

17 ページ、10 款になりますが、地方交付税の所で特別交付税について、議員の方から、個人へのまあ所有地への不法投棄とされたごみについては個人で対応できない場合には、個人に代わって行政が収集をし、まあ、あと分かれば投棄した人にもらうがですが。まあそのような代執行などを行う費用を特別交付税になるようにできないのかというような意見とか、わが町では海岸線が長い、県の管理と思うと、海岸線は。その海岸線のごみの収集に町が金を出しているのではないかと。そのようなことも特別交付税での財源の確保をすべきではないかとの意見がありました。

執行部の方は、海岸線が長い、長い所へは県は出すかもしれませんが、町への特別交付税にするには難しいというような答弁でありました。

意見としては、財源確保のために努力をしてほしいというように議員からの意見がありました。

27 ページをお願い致します。

この中で、2 節総務管理費交付金ですが、この所で電源立地地域対策交付金 440 万が記載されております。ちょっと町の方からも報告が、執行部からあったと思いますが、このお金が保育士の方の給料にあてがっているような説明がありました。

議員から、交付税支給の元来の目的の基本にした使用をすべきではないかとの意見がありました。

47 ページをお願い致します。

わずか小さい金額ですが、8 節報償費の中で、ふるさと寄附金謝礼 20 万が組まれております。26 年度の 4 倍ということで、去年が 5 万やったということになります。

この 27 年度に 20 万は組まれておりますが、議員の方から、もっと金額を多く組み、執行部は力を入れて取り組み寄付が集まるようにすべきではないかという意見がありました。これには、いわゆる送る、お礼が。地産地消のものを送ることで、地域活性化にもつながるといことが多く意見に出ております。だからこの金額では少ないのではないかと。もっと多くして、寄付が集まるように町は努力すべきではないかということでもあります。

続きまして、54 ページをお願い致します。

13 節委託料。この中で、わずかですがちょっと議論がありましたので、皆さんに報告致します。移住者住宅支援事業委託というのに 117 万 1,000 円が組まれておりますが、これは、幡多でくらし隊という団体うか、まあ個人的なグループらしいですけど、そこに委託をされたという報告を受けました。それによりまして、まあ NPO など法人でなく、個人による任意団体に出しているのかというような意見もありまして。

町の方からは、これまでの活動と移住者としての視点で黒潮町を見ることなどで委託をしていると。で、いろいろと住宅の紹介とかも受けてもらっているというようにお聞きしておりますし、またメンバーは、移住者と地元、まあ黒潮町内の人でつくられているということでありました。

議員の方からは、特定の個人への支援になるのではないかと、個人情報を集めるに値する方かどうかについて執行部はどのように調査をされたのか。契約書を頂きまして、情報を漏らしてはならないとあるが漏らした場合はどうするか、というようなことが記載されてないと。まあ一部の議員さんの方の意見としては、議会の知らない場所で事業が進んでいるのではないかと。

要は、今、部落の区長さんとかいろんな方々にも情報がなかなか、個人情報の関係で物事が教えていただけない分が多々あります。それについて、役場の方からそういうような情報を流すとか、また向こうからもらうことについて、その漏えいについての懸念の意見がありました。

この 26 年度にも 16 万 2,000 円というように、この団体さんとは委託契約を結んでおりまして、まだ、今月の 31 日までが契約内容のあれのようでございます。

このような、議員の方から、移住者住宅支援事業については条例の制定の必要性があるのではないかとというような意見も出ております。

同じく 54 ページの、その下にあります、米原生活バス運行委託 296 万 6,000 円ですが、これは、以前はスクールバスの補助金として運行しておりましたが、現在、残念なことにその米原地区での通学する子どもさんがなくなったことで、住民の生活を考え、廃止せず運行しておるといように聞いております。

現在、2 名の住民の方が利用されておりますが、1 名の方は、毎日利用されておるとの報告があります。

行政の執行部としても、今あるものがなくなることには問題であるというようなあれがあります。

デマンドをというような話が出ましたときに、執行部の方から、仮にデマンドを入れて、米原から伴太郎経

由で入野まで行くということを想定した場合に、約2時間かかってしまうと。まっすぐ来ずに、いったん出て蜷川へ入って、伴太郎へ入って、また出てきてというようなコースを取っていくと約2時間ぐらいになるけん、なかなかデマンドということにもなりかねんし。また、直営方式を考えた場合に、運転者の方を多く雇用しなければならなくなるという問題点があるというような説明を受けました。

これから利用者の行動時間等の調査をし、いつ、どのような運営をしたらいいかということ調査していくというように報告を受けております。

議員の方からは、公共交通としてではなく福祉行政としての運行はできないかと、個人の車で送るのにガソリン代の支給はできないか、などの意見が出ておりました。

55 ページの方になります。

19 節の負担金補助及び交付金の中で、金額的にはそんな大きくないですけど 428 万円。まあ、これは来年度も同じ金額を計上するというように聞いております。これは国補助金というような報告を受けております。

国は施策としてやろうとしております、個人一人一人に 12 けたの番号。これは、自分の好きでなくても来た番号は自分の番号になってしまいますが、平成 27 年度 10 月に送ってくるそうです。そのための費用らしいです。

住基カードにつきましては、2018 年の 1 月に、希望された方に随時、申請によって発行すると。ただし、15 歳以下の方には発行はしなくて、15 歳から 20 歳の方は 5 年間有効で発行。20 歳以上の方は 10 年有効で、このような個人番号カードの発行をされる、というような報告を受けております。

次は、60 ページになります。60 ページ、委託料。

総額になりますけど、ここは、いろんなネットワークの関連、人事給与システムとか、これほとんどインターネット関係のシステム構築だと思います。

で、委員の方から出た言葉は、この 9,175 万 1,000 円の予算ですが、委員から、毎年このような金額が必要になるのかとの意見がありました。

執行部からは、システムソフトについては 5 年ないし 6 年の流れで変革があるということと、国の法制度が変わる都度、改良が必要となるということで、この金額が下がることはまず考えづらいとの説明を受けております。

61 ページの方になります。

繰出金ですが、1 億 5,853 万 9,000 円については、これは情報センター事務特別会計繰出金になります。

執行部からの方は、借入れについては過疎債、辺地債、いわゆる合併特例債等、有利な起債を利用してやっておるというように報告を受けております。これは、3 年据え置ききの過疎債の返済が始まったことで、前年度よりも 8,000 万近く増えてるようにお聞きしております。また、返済のピーク時は平成 29 年度で、やっぱり 1 億 4,734 万 1,000 円になるということで、平成 35 年までは 1 億台です。平成 35 年が 1 億 1,800 万で、平成 36 年度になりますと 800 万円になるというように説明を受けております。

次、64 ページをお願い致します。

一番上になりますが、プロジェクトマネジメント委託料、金額ですと 756 万ですけど。

これについて、横文字でしたけど、調査予定地 6.4 ヘクタールへの庁舎、道路、防災拠点公設住宅等の事業は 3 年になるので、残土などの移動の補助事業を考えていることで工事の進ちょくなどを見極めて管理、統制の業務をするための委託というように受けております。

次の、15 節の方の工事請負費ですが、これは造成用地で 7 億 7,128 万 2,000 円についてですが。

この予算につきましては、地元中堅業者の育成を考え、中堅業者数社によるジョイントで事業入札に参入で

きるようにすべきでは、との声が挙がっておりました。

それと併せて、庁舎の位置決定については、議会に対しては位置決定が済んだ後にあるのかとの意見がありました。

執行部の方からは、入札のことじゃなくて位置決定ですが。用地が確定し、番地の整理が付いてから議会へ伝えるという考えというような報告を受けております。

続きまして、146 ページになります。

の委託料。この地区防災計画作成共同研究委託料 379 万 9,000 円ですが。

これにつきましては、大学とか専門の方々へ委託し、自主防災組織と担当職員と一緒にあって、そういう作業をするための委託料ということで。

委員の方からは、大学との協定をされているが、成果のある活動がされているのかというような意見がありました。

これに対しての報告は、まだ受けておりません。

そのまた一番下の端になりますが、発注者支援業務委託費 5,200 万が組まれておりますが。

これは、工事現場での変更などが出た場合に、すぐに現場に出向き適切な指示をされるために、県技術公社から 1 名とコンサルト会社から 2 名を派遣した金額ですが、この中には派遣先の人件費も含まれたものが 5,200 万になっておるといように報告を受けております。

147 ページ、備品購入の所ですが。

ここで、AED の 62 万円、わずかのものですが。

これにつきましては、今現在置かれておる場所について、土曜日、日曜日、祭日におらないとことか、それから常時鍵がかかっていると。まあ、集会所なんかでも鍵がかかっておりますけど。そういう所に設置される場合が多過ぎると。だからこれは緊急時にすぐに使用できるように、できたら地区の消防屯所とかそういう所への設置が必要ではないかとの意見がありました。

その下にあります、告知端末機一式。54 台購入ということで 728 万挙がっておりますが。

これは情報サービス加入者への対応として、今から申し込みが増えてきたときに要ということで購入予定を挙げた予算というように聞いております。

続きまして、148 ページをお願い致します。

ここで防災拠点建築物耐震事業補助金 1,156 万 8,000 円につきましては、これは県とか国の新規事業のようではありますが、町と土佐西南企画株、ユートピアカントリークラブになりますが。そこを防災拠点の協定を結び、クラブハウス 5,000 平米を耐震設計の補助するものです。町としてはこれを 2 次避難所として指定する、まあ安全があればそういうように予定を取っておるそうです。

耐震改正法によるものでこの補助金が出ておりますが、これは広さ 2,000 平米以上の広さの建物でなかったら許可にならないようです。

これにつきましても、27 年度の予算につきましても全会一致で可決するものと決しました。

続きまして、議案第 96 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてですが。

これにつきましても、職員の中で水道係 4 名を除いた 192 名、三役含めて集中処理をするもので、全会一致で可決するものと決しました。

続きまして 104 号になりますが、平成 27 年度の町情報センター事業特別会計予算書です。

これにつきましては、6 ページを開けてください。収入の方から入らせていただきます。

1 節サービス提供使用料であります、これ 8,714 万 4,000 円を挙げております。

この挙げた金額の元になるものは、平成26年度より、テレビ加入で31件増、インターネット49件の増と見込んで計上しておると聞いております。

現在、佐賀地区のテレビ加入率は96パーセント、町内全体では42パーセント、インターネットが22.2パーセントという報告を受けております。

執行部の方からは、安定的な経営になるには、テレビ加入率で60パーセント、インターネット加入率で30パーセントが必要との報告を受けております。

まあ、テレビの増については、地域の子どもさんたちを取り上げた運動会、保育所、小学校、中学校等の運動会。そういうものを番組の中に入れることによって増えてきておるといような分析。あとは、テレビ朝日放送の加入を置く増の要因というようにとらえているようです。

で、インターネットが光サービスになったことによることで早く処理になったと思います、という意見があったとか。入野地区は特に、加入しなくてもテレビが見える。その地区の加入促進が必要であると。これからの一番の課題であるというように説明を受けております。

委員の方からは、料金の徴収は加入後、実際にテレビが見えるようになってからとか、また、インターネットも接続し、使用されてるかの確認をされてからの徴収にできないか。そこまでのサービスをすることで、かえって加入増につながるのではないかという意見がありました。

9ページをお願い致します。

これ、主だった支出の方になりますけど、出の方になりますけど。

2目財産管理費の方の9ページの保守料になりますが、上の保守料2,440万ですが。

これは、インターネットが2,200万。これがNTT西日本一四国高知と契約を結んでおるそうです。240万がテレビの方で、Mセグ社という所と契約を結んでるという報告を受けております。

その下の、13節委託料2,762万。これは光ネットワーク運用保守委託料ということで、これもNTT西日本一四国高知との契約ということに受けております。

2款事業費の方ですが。

13節委託料1,576万8,000円とあります。これはIWKの放送を録画、編集、放送を委託しておるものです。今現在、我々の議会もやっていただいています、このあれを受けてもらっております。委託先はNPO砂浜美術館ということです。

それから、12節役務費で3,360万円。ISP業務通信運搬費ということで、これは提供事業ということで、月額280万を掛ける12カ月分。これの相手先は、NTT松山ビジネスソリューションズというように報告を受けております。

10ページの方で、金額はあんまりないかもしれませんが、14節使用料及び賃貸料ですが、バックアップ回線使用料で218万1,000円を挙げております。STネットで100メガを、高知ハイウェイの使用料ということで。これは四国電力さんというように。あの国道の中に入ってる国交省の中の分ですが、そこの中の四国電力さんをお借りしてるというように聞いております。これは、通信網が切れないための、もし切れたときの迂回路として契約してるということに受けております。

これにつきましても、全会一致で可決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで、総務常任委員長の報告を終わります。

これから、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例ですが。本会議のときに質問したときにですね、北部地域は対象外という答弁でございましたので、その付近について。

収益を挙げてない、みなし法人とされておる団体についての減免措置等については協議がなされませんでしたでしょうか。

議長 (小永正裕君)

総務常任委員長。

総務常任委員長(森 治史君)

その件につきましては、やはり多少出ましたけど、あくまでもこの今まで法整備ができてなかったということで、いわゆる NPO いうか、みなし法人として届けを出してしまうと、収益があろうがなかろうがかかわらずその税金が掛かってくるというようになっておりますが。あくまでもやはり、その収益事業を併せて行わないということがここへひっ付いてる以上、収益を挙げる事業をしてしまいますと、その減免の対象にはならないというような話を伺っております。

あくまでもやっぱり、その収益をやってしまうと、そこで収益が上がるうがなかろうが、条例の方に収益事業を併せて行わないということをつけておりますので、やはりそれがここへたってる以上、収益事業を行った場合には課税対象になるという。赤字であっても。そこへの減免のどこまでは、話の論点が進んでおりませんです。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

小松君。

1 番 (小松孝年君)

議案 93 号、平成 27 年の一般会計予算についての。

(森委員長から「何ページでしょう」との発言あり)

2 款、2、1、6、54 ページ、委託料。その中のですね、移住者住宅支援事業についての委託の部分で、委員長の説明の中で、委員の質問した内容はありましたけれども、執行部の答弁はどうやったかというのがなかったのですけれども。

まあ、この移住者支援協議会というのがあるわけですが、これは、で、その中に、幡多でくらし隊いうのが入ってます。移住者支援協議会いうのはですね、まあこの町とですね、それから商工会と、それからこの建設労働組合と、この幡多でくらし隊と、4 つからなる団体なわけですが、それが個人扱いみたいになるのかなと思まして。

そのへんの執行部の方の答弁はどうだったか、お聞きします。

議長 (小永正裕君)

総務常任委員長。

総務常任委員長(森 治史君)

これにつきましてはね、役場の方からもただ言われたことは、まあ特定の人の名前は出せませんが、移住者の方と、町内のそうでない方とでやっておりますと。

私の方も問い掛けたがは、はた (幡多) という言葉が付いちゅうので、幡多郡全体で組織化されちゃうもの

かというような意識があったものでお尋ねしましたが、これは町内だけですと。

それでこのときに、今、小松議員さんが言われたように、私の方の中の説明で覚えちゃったら書いちゃうと思いますけど、その商工会とか、建設協会とか。そういうことは別枠に、これは、あの中の説明では、このグループ。グループ言うたらおかしいですけど、その移住者と、それを支援する人らがつくってるグループ、幡多でくらし隊いうグループですよ。あくまでも個人的なグループです、と言われても仕方がないけど。そこの契約で。ほんで、その代表の方がだいぶ前から、個人的財布で、ポケットマネーで、大阪、東京とかのそういう県人会なんかに行って、かなりかなりその黒潮町で住みたいいうか住みましょうというようなアピールいうか、その活動を、ロビー活動いうんですか。そういうことをしてくれておるといふ実績はありますということでしたけど、要は、個人情報収集してくる関係があつて、それをどこまでちゃんとできるのかなということでもあります。

これには、去年度の分ですけど、黒潮町移住者支援及び住宅促進事業委託業務契約書というものを町と交わしておりますが、やはり、幡多でくらし隊の代表の方で、幡多でくらし隊代表ということで、署名して判を押しております。だからこの中に、今、議員ら言われたようなほかの団体との兼ね合わせやなくて、これはあくまでもこの団体への117万1,000円ということで論議をされております。

特にどうのこうの言う、役場の執行部の方からは説明を受けておりません。ただ、規約が欲しい言うたら規約、契約書を持ってきていただいた結果、まあこれ、ひよっとしたら個人的な団体になるがじゃないかというような意見が出たということで報告さしてもらいました。

議長（小永正裕君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今言ったようにですね、その個人的な団体いうか、それに対してその委託ができないかとかいうのはありましたよね。まあ、委託はしていいのかとかいう。

それについての、その答弁みたいなのはなかったですか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

その件につきましてですけど、委託をしていることについて、まあ言うたら契約書を結んでやってるということで、こういうことでやっておりますという報告は受けましたけど。まあ委員の方から言われたのは、一個人的なグループの方にそんだけの補助金。まあ、これは使わざつたら戻さないきませんけど。まあ、そういう形での補助金がいかなものかなというような意見はありましたけど。

だから、ちゃんとした条例を制定して、団体であれ、個人のグループであれ、そういう条例に基づいてやるようにした方が今後問題がないのではないかなということで、条例制定が必要だと思ふという意見がつかましたということで報告しましたので。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案審査についてご報告致します。

本委員会に付託されました議案は、お手元の付託表のとおりでございます。5議案を付託されました。

議案審査については、去る3月10日午前9時から午後4時55分までと、翌11日午前9時より午後4時30分まで、本庁舎3階第3会議室におきまして、委員全員出席の下、町長、担当課長、係の出席を求め慎重に審査致しました。

また、3月11日には東日本大震災が発生してからちょうど4年目の日となっておりますので、午後2時46分より、犠牲になられた方々のご冥福と一日も早い被災地の復興を願い、1分間の黙とうをささげました。

それでは審査結果についてご報告します。

本委員会に付託されました5議案は、すべて全会一致で可決するものと決しました。

審査の内容で特に説明を加えるものや、委員から質問があったものについてのご報告をさせていただきます。

まず、議案第85号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算について。

歳入からでございます。

18ページ、お開きください。

13款使用料及び手数料の商工使用料において、各種施設の使用料の減免が行われておりました。中でも、海のバザールの厨房使用料につきましては、借り主が見つからないままの状況での減額となっております。

続いて、20ページ、14款国庫支出金についてです。

豪雨や台風による農業施設災害や、橋が流されていた有井川の法寿院橋（ほうじゅいんばし）の架け直しなどの、災害復旧事業実績に応じた調整が行われておりました。以前の法寿院橋（ほうじゅいんばし）は、現在の河川法基準には適応していなかったため、災害復旧事業での現況復旧ができなかったということで、改良を含めた災害関連事業で行うこととなっております。

次に、21ページ、15款県支出金労働費県補助金です。

緊急雇用創出臨時特別基金事業費2,635万3,000円が減額となっていました。歳出での、労働費委託料2,253万3,000円の減額が大きな要因です。

この事業は、企業への個人の支援としての補助金でしたけれども、申請者が少なかったとの報告が本議会でもございました。

これに対して、企業支援ができる補助金については地域が最も使いやすいものが今後も求められるし、それから、現在営業をされている企業への直接的な支援ができることなどから、対象になる方が漏れなく受けられるようなPRをし周知をしっかりと行っていただきたい、という意見を付しました。

歳入については以上でございます。

次に、歳出です。41ページからです。

5款労働費は、ただ今、歳入でご報告致しましたとおりでございます。

次に、同じく41ページ、6款農林水産費、農林水産業費です。

これは、入札減や7、8月の台風で被害を受けた災害農業者向け経営体の育成支援事業等の補助金ほか、実績に合わせて調整が行われておりました。

次に、42ページ、林業費、2目林業振興費です。

これには資料をお付けしております。お席の方に配布しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

有害鳥獣捕獲奨励金50万円の減額です。

19節負担金補助及び交付金は、森林組合の補助金として計上されていたものです。今年度は、この事業費に

つきましては台風被害などが多く発生して、倒れた樹木の撤収等に復旧作業を森林組合にお願いすることがとても多く、本来、組合が行わなくてはならなかった事業の影響が出ており、減額が生じておりました。

また、林業全般につきまして、委員から質問が出ました。

宿毛市のバイオマス研究所への木材の出荷についての質問が出ました。

これにつきましては、鈴の須賀留地区から11トン車で搬入していくには、出荷価格が2万2,000円ほど掛かるということでした。搬入先の買い取り価格はトン6,000円とのことですので、この状況ではなかなか本町からの現実的な利用は難しいのではないだろうかという委員の意見も出されました。また、スギやヒノキの価格の差がだんだんなくなってきておまして、木材の販売にはまだまだ厳しい現状があることを話し合われました。

また、同じくですね、町の埋木調査をしていた結果について報告を求めました。

調査は、伊与喜と小黒ノ川を含む6カ所で行なわれておまして、この件では本委員会から、新庁舎建設時には壁や廊下などの材料として使用できないだろうかということのを要請をしておりました。

これにつきまして課長の方からは、木材は十分あるとのことでしたので、ぜひこれからの公共施設などへの地場産品の木材の活用について、十分な乾燥をして利用できる準備をしていただくよう求めました。

次に、43ページ、水産業費です。

2,520万1,000円と大きな減額になっていますが、実績や入札減、国からの割り当てがなかったものなどの調整額となっております。

44ページ、7款商工費です。

商工費の2目の産業振興費、19節地域商品券発行委員会補助金の減額23万円がございました。

これ、当初では町の補助金を増額したものでございましたけれども、案分された商工会の負担額が大きくなるために発行数を減らしたための減額でございました。商品券の発行については大変好評でございますので、継続していきたいというお考えということです。プレミアム分の原資にも限界があり、今後は、地域創生の補助金活用を考え、商工会加入者だけではなく、町内すべての商店を対象として利活用を検討していきたいとのことでした。

次に、45ページ。

3目観光費、19節に、県の観光イベント育成振興事業費補助金がつかなかったための減額50万円が計上されています。

これは、まるごと産業祭際の費用が減額となったものですが、町としては、来年度もこういった形で産業祭を継続実施していきたいとのことでした。参加人数は4,000人と、大変にぎわいのあるイベントとなったとのこと説明がありました。

続いて、8款土木費です。

各種事業の入札減や、実績に応じた調整額となっていました。

が、大きなものでは、47ページの、1目住宅管理費、13節委託料90万円と、次ページの15節工事請負費2,800万円ですが、これは横浜改良住宅の整備事業を繰り越すものとなっております。

次に、59ページ、11款災害復旧費でございます。

この復旧費も減額補正となっておりますが、60ページから61ページの、1目公共土木施設現年発生災害復旧費、13節委託料、15節工事請負費、繰越分でございます。17節公有財産購入費は、歳入で説明致しました、有井川の法寿院橋（ほうじゅいんばし）の工事関係費として計上されておりました。

歳出の主なものの報告は以上でございます。

戻りまして、9 ページ、第 2 表繰越明許費補正についてです。

本委員会が所管する部分につきましての反対はございませんでしたが、来年度は早々に事業に取り掛かれるよう、また、地域の事業者の仕事が回っていくよう計らっていただきたいとの申し入れを致しました。

次に、議案第 93 号、平成 27 年度黒潮町一般会計予算についてご説明致します。

歳入からご報告致します。

18 ページの 12 款分担金及び負担金、19 ページ、13 款使用料及び手数料は、例年並みの計上でございます。

24 ページ、14 款 2 目国庫支出金、国庫補助金の総額は 8 億 2,258 万 2,000 円となっており、昨年度に比較して 5 億 8,787 万 7,000 円の増額となっており、3.5 倍以上の伸びとなっておりました。この要因としては、25 ページ、5 目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金が 6 億 6,945 万円で、5 億 5,955 万円の増額となっておりました。

これについては、道路事業、国道 56 号大方改良関係事業費の入野地区城山宅地造成や新庁舎建設関連事業費、防災広場の建設等に充てられるものが主なものでございました。

次に、26 ページから、15 款県支出金のうち、県補助金についてです。

4 目労働費、5 目農林水産業費、6 目商工費、7 目土木費、10 目災害復旧費では、5 目農林水産費で 2,100 万円ほどの増額がありましたが、ほかは例年どおりの事業が組まれておりました。

続いて、県委託金につきましても特に大きなものはなく、昨年並みの計上でございます。

16 款財産収入は、枠取りのみでございます。

次に、37 ページからの 20 款諸収入についてです。

3 項貸付金元利収入では、2 目農林水産業費貸付金、3 目商工費貸付金の元利収入を見込んでおります。これは毎年のことですが、森林組合と、それから第三セクター缶詰製作所への貸付金が行われる予定でございます。

次に、5 項 2 目雑入には、6、7、8 節の道の駅 2 施設分の使用料と、ビオスおおがたの合併浄化槽県分担金、それから庭先集荷事業の手数料収入等が組まれておりました。また、この庭先集荷の手数料については、今までは県の補助がございました手前、償還されていたものでしたけれども、現在は町の単独事業となっておりますので、これは委託業者の方への収入と将来的にはなるものでございます。

次に、41 ページ、21 款町債は、昨年度の倍ほどの予算となっております。

4 目農林水産業債、5 目商工債、9 目災害復旧事業債では減額でございました。6 目の土木債で 4 億 750 万円の増額となっておりますが、この土木債については、社会資本整備の町道改良、橋りょう改良、都市防災、都市再生事業に充当されるものでございました。

次に、歳出についてご説明致します。107 ページからでございます。

5 款労働費、1 億 153 万 7,000 円の減額予算となっており、その大きなものは 2 目の、108 ページになりますが、雇用対策基金事業費の減額によるものでございました。昨年よりは 1 億 684 万 5,000 円減額になっておりますが、これは起業支援型事業の終了と地域人づくり事業の減額によるものでございました。

執行部の方からは、今の雇用の状況についてのお話が出ましたが、役場から臨時雇用の募集を掛けてもなかなか人が集まらないという現状があるようでございます。まあ当然のことではありますけれども、皆さんは安定した職を求めている方が多く、なかなか役場の仕事の臨時をお雇いしようと思っても応募していただけないという現状もあるというご説明がございました。

続いて、108 ページ、6 款農林水産業費についてです。

3 目農業振興費、たくさんの事業がございますが、112 ページ、19 節負担金補助及び交付金の欄に、中山間

地域等直接支払交付金 2,081 万 2,000 円が組み立てられています。26 年度までが 3 期事業となっておりまして、27 年度から 5 年間で 4 期目が始まるということでした。担当課が説明に回り、希望される地区の受け付けを開始することになるというご説明でした。

次に、115 ページ、2 項林業費についてです。

2 目林業振興費にも、鳥獣被害対策実施員の報酬 165 万 6,000 円や、116 ページ、有害鳥獣の捕獲のための報償費 909 万円などの、多くの補助事業が組み立てられました。19 節負担金補助及び交付金には、2,577 万円が挙げられておりました。

続いて、118 ページの、3 項水産業費についてご説明します。

119 ページからの 2 目水産業振興費には、佐賀地区漁業集落環境整備事業関係予算が挙げられておられます。急がれる震災対策の避難広場や避難道の整備を行うことになっていました。

執行部から配られました資料がありますので、個所付けについてはそちらの方でご確認ください。

また、9 節の旅費 77 万 9,000 円。これは、佐賀漁協で行っているカツオの餌となるイワシの事業を PR するための予算となっていました。

そして、121 ページの 19 節には、この事業につきまして台風などによってイワシ死んでしまったときなどの補てん分として、佐賀漁協活餌事業への補助金 1,960 万円が計上されておりました。27 年度は、被害がなく順調な経営ができることを願っております。

続いて、125 ページ、7 款商工費についてご報告致します。

1 項商工費、1 目商工総務費について。11 節需用費 30 万円は、少年サッカーやミズノカップ等のスポーツ合宿誘致活動の経費として計上されておりました。現在進められているこの活動は、町内の宿泊を、26 年度は 4,642 泊、27 年度には 6,000 泊を目標としているというご説明でした。また、3 年後の 29 年には 8,000 泊にも、そして、人工芝などの導入が進み地域の環境の整備が整えば、町長の方からもご説明がございましたけれども、1 万泊へ伸ばしていく目標でございます。

続きまして、126 ページ。資料をお付けしておりますので、そちらの方もご確認ください。

2 目商工振興費です。今年度も第三セクター缶詰製作所への貸付金 1,000 万円を計上しておられました。現状の説明を求めましたので、町長、担当課からの説明資料をお配りしております。

少し長くなりますが、ご説明をいただいた分についてまとめてみましたので、ご報告させていただきます。まず、お手元の資料と照らし合わせながらお聞きください。

まず、商談状況についてですが。

10 月末の工場監査にて、製造現場としておおむね合格の評価を受けておりまして、先方のホームページによる記者発表なども終わり、連携した商品展開に向けて商談を進めてきておられました。年末ごろにですね、実務的に詰めの作業を進めてきたところ、結果として現状では取引における若干の不安が否めないということになり、双方合意の下、4 月からの販売を延期するになったということでございます。

延期になった理由としては、3 点が挙げられておりました。

商談の中で求められている発注量に対応するために、人員増強のほか民間向け補助金等を活用して、機器類の増設を行いつつ工場運用内容の見直し等を進めてきましたが、製造機器や人員の変更など、製造現場で事故が起きる可能性が高いと思われる変更内容が多くなったことが挙げられたそうです。事前に理解していた内容でありましたけれども、大きな取引にする経験不足による事故発生の対応力に不安が残るということです。これは、要はクレームへの対応能力を身に付けておかなければならないということのご指摘であったということでした。

また、本町の缶詰製作所には大量の取引実績がないことから、事故の処理を含めた品質の管理能力に、全般に不安が残るということでございました。

ただ、一方で良品計画さんからは、製造現場での問題はなく、商品の完成度も高いという評価を受けておりました。商談自体を取りやめにするという意図ではないということでもございました。お客さまに安全な商品を提供できるように、仕切り直しをしようという前向きな議論の結果だということでもございました。全国に店舗を有していることから、無理に取引を始め事故が起これしまうと、被害が大きくなり双方に不利益が生じる危険性が高くなるため、経験不足の面を人材育成で補完して取引に臨むことで合意をしたということでもございました。

こういう判断に至るに当たっては、昨今相次いでいます食品の事故の発生状況から、高まっている消費者の意識を踏まえてのこともあって、このような結果になったということでもございます。

それで、このような経緯を経てですね、去る3月の7日に高知市で関係者の協議をしたということでもございました。今年の秋、冬のシーズンからの販売開始に向けて、双方協力してやっていくということで、基本合意を得られたということでもございます。

そして、特にまあ今回問題になっているという、経験不足を補う人材育成を中心に対応を進めているところだということです。

良品計画様としては、秋、冬向けの商品メニューの見直しを早急に行うほか、缶詰製作所の従業員を会社に受け入れていただいて、企業内の研修を行い、経験不足を補ってくださるというご支援をいただけるということです。

缶詰製作所としては、新しい製造環境での生産から販売までの体制の早期構築と自社販売等による取引実績を増やして、従業員の経験値を上げていきたいということを取り組んでいるということでした。

なお、本格販売が計画から半年遅れることについて、委員の方からも厳しい指摘を入れましたが、経済的な課題については、町内や県内や東京での店舗での販売を展開している企業と既に商談や取引を始めておりました。経営努力を進めているというご報告を受けております。

この件については以上です。

それでは次に、126ページの3目観光費についてご報告します。

13節委託料で、昨年までカメのふ化場の管理を大方高校生に頼んでいましたが、今年も継続してできるかどうかは未定ということのご報告でもございました。一時期に管理者が見つからない時期がありまして、そのときに卵がふ化しなかったという、委員からのご指摘もございました。

続いて、その下、入野海水浴場の業務委託費が51万円が組まれております。

この執行につきましては、海流潮流の検査によって、執行できるかどうかが決まっていくというご報告でもございました。

そして、観光振興事業費委託1,000万円についてですが、これは砂浜美術館に委託しているものですが。

委員の方から、どれだけの事業を砂浜美術館に委託されているかという質問が出ました。

委託されてる事業につきましては、IWKTVの事業費1,576万8,000円、そして観光関係の事業委託として1,000万円、プラットフォーム事業として341万2,000円、そして議会の議事録起こしをお願いしておりますが129万500円、そしてグラウンド関係の事業として120万円、合計3,167万500円が町の方からの委託費となっております。

このほかに、県の公園の指定管理者業務を行っておりますので、それがNPOのその事業の中に入っていくというご説明でもございました。

それでは続きまして、127 ページ、スポーツ合宿についてですが。

これは、ゴルフ場へのモニターツアーの事業委託費、26 年度からやっているものですが、継続して砂浜美術館にお願いするというものでした。

次に、129 ページ、4 目産業推進費、12 節役務費につきましてです。

黒潮ブランド認証関係事業に意見が出ました。委員からは、認証した商品をふるさと納税のお礼として贈ってはどうか、他の市町村ではインターネットを活用して、ふるさと納税者に情報提供して喜ばれながら寄付金が集まっている、本町の取組みが弱いのではないかと、との意見が出ました。

また、130 ページの 19 節負担金補助及び交付金の産業振興推進総合補助金では、上限 50 万円の 80 パーセント補助で地域の皆さまの商品開発や販路拡大に町が支援するという事業でございますが、これには、実績が上がっていないのではないかと厳しい指摘もございました。また、こういった事業を活用し、ふるさと納税のお礼の商品となるような地場商品の開発を進めていくべきではないかと、との委員からの意見を付しました。

次に、130 ページ、8 款土木費についてです。

1 項土木管理費、1 目土木総務費につきましては、131 ページの 19 節負担金補助及び交付金でございますが、例年の各協議会への負担金の計上ですが、今年の震災対策のためには、県のこれからのですね震災の対策のためには、県道の打井川佐賀線の早期事業化の要望も強化すべきではないかという、委員からの意見が出されました。

次に、133 ページ、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費です。

総額 4 億 1,217 万 4,000 円は、2 億 566 万 2,000 円の増になっておりました。大きなものは、13 節委託料、社会资本整備事業測量設計委託料 6,200 万円、15 節工事請負費 2 億 7,650 万円、22 節補償費 250 万円の、多くの道路関連予算です。

こちらの方にも執行部からの資料がございますので、個所付けについてはそちらでご確認ください。

また、134 ページの 13 節橋梁修繕委託 3,600 万円については、道路法の改正によって点検の仕方が変わり、5 年に一度は点検をしなくてはいけなくなったもので、延々と事業を続けていかなければならないようになっています。安全のためではございますけれども、2 メートル以上の橋は町内 247 橋あり、20 年後には 50 年を超える橋が半数を超えるということでございました。修繕費等の対策に経費が大きく掛っていくことになるとの説明でございました。

次に、135 ページの河川費、4 目港湾費でございます。

136 ページ。

港湾総務費には委託料、使用料、工事請負費等、上川口緑地公園の関連事業が挙げられておりました。管理委託は地区へ、イベントは砂浜美術館に、工事請負費では資材倉庫が建設される、というご説明でございました。

本委員会からは、何年にもわたりまして佐賀からビーチバレーの支柱を運ばなくてよいようにということで、利用者の立場に立って整備を進めるよう申し入れをしておりましたが、懸案がやっと実現致しました。このことで、バレーコートの利用者が増えることに期待をしているという意見がありました。

それから、137 ページ、都市計画費についてご説明します。

1 目都市計画総務費、15 節工事請負費 110 万円、17 節公共財産購入費は、佐賀白石団地の関係予算でした。既に 3 区画が売れているということで、近々、お宅の方も建設されるのではないかと説明を受けました。

続いて、2 目都市環境整備事業費は、昨年より 8 億 27 万 1,000 円の増で、8 億 2,693 万 9,000 円の予算額となっております。

主なものは、歳入で説明致しました国道 56 号改良関係の事業、入野地区城山宅地造成や新庁舎の建設関連事業、防災広場の建設関連事業で、139 ページの 12 節役務費、13 節委託料、15 節工事請負費、17 節公有財産購入費、22 節補償補填及び賠償金に充てられるです。

また、この事業は、城山という所にお城跡になっておりましたので、発掘調査が必要となっております。専門家やシルバー人材センターの動員をして教育委員会が調査を行うというご説明をいただきました。

3 目の公園費でございますが、これは錦野団地の公園内に非常時にも使える循環式トイレが完成するもので、その電気料が諸経費として計上されておりました。浄化槽適応外のトイレということですので、設備点検は 3 年に 1 回でよく、法定点検も要らないということだそうです。完成時には、本委員会の小松議員が一番に調査に行くことになっております。

141 ページの住宅費についてです。

1 目住宅管理費、11 節需用費には、町営住宅の空き家分の経費や老朽化の修繕料等が組まれておりました。町営住宅は、404 戸のうち維持管理の経費も毎年掛かってきていますので、空き家としてそのまま管理していくものもだんだんに出てきておるといってご報告をいただきました。

12 節役務費では、明神第二団地の借地を町が買い上げるための鑑定料が計上されておりました。

次に、174 ページ、11 款災害復旧費。見込み額の計上でございました。

以上で歳出は終わりです。

第 2 表債務負担行為のうち、産業建設常任委員会の所管する負担行為には、特に意見はございませんでした。

以上で、一般会計予算の報告を終わります。

次に、議案第 102 号、平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてご報告致します。

24 年、25 年度の経営診断を基に、26 年度中に今後の経営計画を策定しているということでした。

この調査には多くの項目がありますので整理に時間はかかっていますが、集落排水事業をやめた場合の井の岬処理場への影響等を勘案し準備を進めているというご説明をいただきました。

続きまして、議案第 103 号、平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてございます。

これは、鈴地区は集落の戸数も少なくなっております上に、大きな施設、学校、保育所等が休止しております。維持に難しさが残っているというご説明をいただきました。

次に、議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてご説明致します。

本年度の事業は、佐賀地域の中継池と伊与喜、大方地区、上川口、鞭地区のタンクを潜水士で掃除を行うことになっているということです。

また、簡易水道の設計、国道 56 号改良事業の進ちょくに合わせての水道管布設工事が行われます。また、新たに 50 年先を見越した水道事業のビジョン策定も行っていくというご説明をいただきました。

長くなりましたが、以上で産業建設常任委員会に付託されました 5 議案の報告を終わらせていただきます。

議長（小永正裕君）

これで、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

この 130 ページの、節で 21 の貸付金 1,000 万。

これは何か自分、今日頂いた黒潮町缶詰製作所に関係した貸付金やなかったかと思えますけれど。それをお

聞きします。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

130 ページの貸付金、産業推進貸付金。ご指摘のとおりでございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

それで、自分、この産業建設常任委員会報告資料いうのを今日見せていただいたのですが、ほんで、こういうような交渉があっちょるわけで。

ほんでそのときに、こちらと良品計画さんと交渉したときに、これ、年度で言うたら去年のあれになるがですけれど、5 カ年の事業計画、自分ら頂いたわけです。ほんでそのときの、5 年後の売上げが約 9,000 万で、それでその固定費が、自分、資料をここへ置いてないですけれど 2,200 万。ほんで、初年度の売上げの 4,500 万から言うと 1,000 万円コストが下がっちょる。

ほんで、そのときに自分聞いていただいたのは、自分らがね、だまされるような数字出してきとうせと。売上げが倍になるに固定費が下がるということは、ほいたら、まあ去年のことで、今までずるしよったがやと。やらないかんことやらざったき売上げが上がりざった。けれど、一生懸命やったら固定費も下がってというようなことにも思われるき。ほんで、自分らがこの数字やったらねいうものを出してきていただきたいというて自分、昨年言いましたが。その資料、これ、この良品計画さんと恐らく交渉するときによね、うちの事業はこういう計画ですとかいう資料も提出しちょるはずやとは思いますがですけれど。

そういうことの問題は委員会では出てきませんでしたかね。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

今回付託されました議案については貸付金についてのものがございますけれども、今ご説明しましたのは、本委員会がですね、まあ現状を教えていただきたいということについての執行部からのご説明でございました。

今、明神議員からご指摘いただきました、その経営計画についてのシミュレーション的なところについては質問も出ませんでした。

ただ、心配してるのは、やはり今、売上げが上がらないということについてやっぱりどうしていくかという質問は、本委員会からの委員からも出ました。

そのことについては、先ほどもご説明したとおり、最後の所でございますけれど。今、いろいろな所にですね、町内や県内のほか、東京の店舗を展開している企業とに既に商談を始めているということで、春からの売上げの落ちた分については補てんをしていきたいというご説明は受けらしていただきました。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

27年の一般会計もよろしいわけですね。

それですね、農業等にかかわってのことなんですが、ページは指定してないですよ。

このね、環太平洋連携協定に関する、まあ言うたら、林業が昭和39年に自由化されて国内林業が駄目になってしまったという経緯があるもので、この、今言うた環太平洋連携協定の関係の今後の成り行き等についての、そういう委員会の中の話、協議いいますかね。農業振興に対する心配ごとの、そういった議論があったかなかったか。

それから、佐賀の漁港っちゅうのは負担金を払っておる漁港なんですけど、ちょっと低気圧が来ると、もうそこに、泊地へとめても泊地の中が船が大揺れになって、目の前で船が傷んでいくのをただ見られないかん状態があるわけです。

で、佐賀というのは、鈴の港の船も開港する、それから白浜も開港するということなもので、実はもう船にとっては、この港で船が泊めれんということは、もう持っていき場所がなくなるわけなんです。それについての議論が、今年やってもらうとか、来年になるとかいうような議論があったかなかったか、ということをお尋ねします。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

2点ご質問いただきましたけれども。

本委員会としては、予算審査以外でその件についての話し合いはございませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長、西村將伸君。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

教育厚生常任委員会の報告を致します。

教育厚生常任委員会は、3月の10日午前9時から、1時間の昼休みを挟みまして午後4時45分まで、また、3月11日は午前10時から12時までの2日間、全委員と教育長、教育次長、担当課長出席の下、議員控え室において執り行いました。

委員会終了後、委員全員で、4年前の東日本大震災で犠牲になられた方々への哀悼の意と、被害を受けたまま、いまだに故郷に帰れない人々の一日も早い復興を願い、1分間の黙とうを捧げさせていただきました。

教育厚生常任委員会に付託されました議案は、報告書にもありますけれども、議案78号、深刻ないじめ問題にきめ細かく対応するための組織づくり条例の制定から、議案79号、80号の、保育にかかわる2つの条例。議案81号、82号、83号、介護保険にかかわる条例制定まで、条例にかかわる議案が6件と、議案84号、大方児童館の指定管理に関する案件が1件。また、議案85号、平成26年度一般会計補正予算のうち、3款、4款、10款の歳入歳出と、第2表にあります繰越明許のうち所管する事案。およびに、議案86号、88号、89号、90号、91号と、平成26年度特別会計補正予算案が6件。さらに、議案93号、平成27年度一般会計予算のうち、教育厚生常任委員会が所管する歳入歳出。およびに、平成27年度特別会計予算のうち、所管する議案94号、95号、97号、98号、99号、100号、101号まで、当初予算に関する議案が8件。予算審議案が14件、陳情の

5件を含めまして、合計26件の議案でございました。

これより審査内容を議案に沿ってご報告致しますけれども、大変多くの議案審査となっておりますので、付託されました議案のうち審議中あまり質問もなく議論とならなかった議案は報告を省略し、新たに予算組みをされた案件や、多くの質問や意見が出された議案についてご報告を致します。

初めに、議案第78号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、教育委員会、畦地次長に説明を求めました。

既に設けられております、黒潮町学校いじめ対策基本方針に基づき、深刻化するいじめによる児童等の重大な被害に対処するために、

1つ目に、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会組織をつくるための条例の制定。構成団体は、町長部局、教育委員会、学校、幡多児童相談所、中村警察署、PTA。

また2つ目に、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等の対策、その他必要な事項について審議し答申する組織として、黒潮町いじめ問題専門委員会を置くことを定めております。これは専門家に審議してもらうもので、構成員は弁護士や精神科医、心理や福祉の専門家など、学識経験者となっております。

3つ目に、組織の構成員は同じですけれども、町長の諮問に応じる、黒潮町いじめ問題調査委員会を設置することを定めております。

委員からは、弁護士等の専門家がいない町だが、そういった場合にはどういった対処するかといった意見に、学識経験者等を想定しと、そういった答弁でございました。

次に、議案79号、80号、81号、82号、83号について、健康福祉課の宮川課長に説明をいただきました。

議案第79号、黒潮町保育の実施に関する条例を廃止する条例については、保育所の入所の基準は、これまで保育に欠ける事由の認定が必要であったが、子ども・子育て新制度では、保育の必要性の認定が必要となると。このために、保育に欠ける事由を定めた当該条例を廃止し、今後は、平成26年12月制定の黒潮町保育の必要性の認定基準に関する条例により認定するとしております。

委員からは、この認定基準が保育料の滞納といったことに影響するのではないかとといった質問がありましたけれども、認定基準とは関係しないとのことでした。

議案第80号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例については、現在の保育料の徴収根拠はこれまでの設置条例に規定されておりますけれども、今後は、子ども・子育て支援法による政令で定める限度額内で所得の状況、その他の事情を勘案して、市町村が保育料を定めることとなります。

この保育料の額につきましては、議員全員協議会で説明済みですし、資料ナンバー4にありますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案第81号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護サービスの必要量の見込みを踏まえて、介護保険料などが決定されております。介護保険事業計画の平成27年度から29年度までの事業計画を策定したことによるもので、国の政令が改正され、保険料の標準段階がこれまでの6段階から9段階に見直されることによるものです。介護保険条例の改正となっております。公費による低所得者の保険料軽減を行う仕組みとして、国の基準に従い、本来3万5,400円だったものを3万1,900円とするとを規定しております。

平成24年度から平成26年度、これを第5期といいますけれども、月額保険料が5,908円でした。平成27年度から29年度、第6期といいますけれども、これが月額5,900円と。8円下がっているものの、委員からは、所得水準によっては保険料の負担増があり、改正とは言い難いとの意見がございました。

なお、介護保険料につきましても、議員全員協議会において資料提供していただき説明も受けておりますの

で、ここでは省略を致します。

議案 82 号、議案 83 号は、第 3 次地方分権一括法の施行に基づき介護保険料が改正されることに伴い、条例制定するものとなっております。

議案第 84 号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定につきましては、質問もありませんでしたので省略を致します。

議案第 85 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算について。

歳入については、全体的に歳出の執行や見込み額に伴う補正ですので、私たち委員からは詳細な説明は求めませんでした。

歳出のうち、3 款民生費、4 款衛生費について、担当課長の説明を受けましたが、医療費や自立的給付の助成となることから不足が生じないように当初に多めに予算を計上しているために、実績と見込み額による減額の調整であるといった説明をいただいております。

次に、教育関係ですけれども、10 款教育費。

52 ページをお開きください。

2 項小学校費、1 目 7 節賃金 200 万円の減額となっておりますが、これは障がいを持った児童を見守る看護師への応募が 1 学期中にはありませんでした、2 学期からの雇用になったための減額となっております。

53 ページの 2 目教育振興費、20 節扶助費 160 万円の減額は、準要保護児童が 70 人の当初見込みでしたけれども、実績は 52 名と、下回ったことによる減額となっております。

次に、57 ページをお開きください。

4 項社会教育費、7 目文化振興費、13 節委託料です。145 万円の減額は、町史編さん業務委託費のプロポーザル選定の結果による減額となっております。

また、続きまして議案 86 号、宮川奨学資金、議案 88 号、国民健康保険事業の特別会計。

26 年度補正予算の説明を受けましたけれども、交付金確定による補正であることから、委員からの質問や意見はございませんでしたので省略を致します。

議案 89 号、これは平成 26 年度介護保険特別会計補正予算ですけれども、介護保険の制度に伴うシステムの改修費となっております。そのための補正でございます。

議案第 90 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算については、村越地域住民課長から説明を受けました。

本年度も医師確保ができなかったことによる 1,116 万円の減額補正です。

委員からは、医師確保のために 2 年前に建築した医師住宅の現況を問われ、週 2 回の診療に来る医師の休憩所として利用しているとのことでございます。

議案第 91 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算につきましては、これは広域連合納付金の 300 万円の減額補正となっております。

以上が、補正予算の報告でございます。

続きまして、当初予算。

議案第 93 号、平成 27 年度黒潮町一般会計予算についてご報告を致します。

初めに、健康福祉課長から、新たな取り組みとして保育所の予算の流れの説明がございました。

一般会計補正予算書の 91 ページをお開きください。

3 款民生費、3 項 2 目、19 節負担金として計上されている施設型保育給付および地域型保育給付、合計で 1 億 3,576 万円の支払われる先は、変な話ですけれども町になります。

一般会計予算書、20 ページをお開きください。

13 款使用料の1 項2 目4 節、児童福祉費使用料として、保育料を含めて使用料として、町の予算に歳入として取り込まれることになっております。

この仕組みは、私立保育所など民間の施設への支払い方法と同一となっておりますけれども、町内には公立保育所のみとなっているために保育所運営を委ねている市町村として、3 款民生費で保育所を運営している町へ支払うということになります。このため、結果的に歳入および歳出の両方に予算計上されることとなっております。

次に、88 ページをお開きください。

3 款民生費、2 項1 目19 節、黒潮町介護サービス等事業者連絡協議会補助事業 30 万円についての説明がありました。

この補助される介護サービス等事業者連絡協議会は、町内の介護サービスに関連した事業者が自主的に集まり、平成 25 年に発足をしております。地域で支え合うシステムの構築や介護の正しい認識、技術の普及、介護予防の取り組みなどを協議し、黒潮町の福祉の充実を図ろうとするものです。町でも、高齢者福祉については介護をはじめ地域や医療保険などの連携が重要と考えて、この協議会に対して、前年度は5 万円でしたけれども、補助額を 30 万円に増額補助するものです。

平成 27 年度、今年は福岡県大牟田市に、異なる職種の連携、地域とのつながり、在宅サービスの提供等について先進地視察を予定していることから支援するものとなっております。

続きまして、教育次長から説明がございました。

予算書 151 ページをお開きください。

13 節スクールバスの運行委託は、新たな貸切バスの運賃、料金制度に係る国の通達により、前年委託料は 2,065 万円でしたけれども、3,828 万 7,000 円と、大変大幅な増額となっております。

国の通達内容は、貸切バスや高速バスの事故にかんがみて、運転手の休憩など労働条件に配慮することによる運賃、料金の見直しによるものです。27 年度中に今後のスクールバスの運行方法について、公共交通と併せて検討を行う予定としております。

次に、153 ページをお開きください。

3 目少年補導センター費、15 節工事請負費 60 万円ですが、日ごろから、この近場にあります土佐入野駅が少年たちのたまり場になっていることや、昨年末に、女子高校生を無理矢理、車に連れ込もうとした未遂事件が起きたことにより、入野駅に防犯カメラを設置するものとなっております。

この事業費の3 分の2 は県の補助となっております。

次に、169 ページをお開きください。

7 目文化振興費、13 節委託料 775 万 2,000 円は、町史編さん業務委託料となっております。27 年度は町史編さん3 年計画の中間年に当たり、26 年度の作業は予定どおりに進んでまいりました。一部執筆に取り掛かっているところでもあり、27 年度は本格的に執筆に取り掛かり、28 年度末の完成を目指すとしております。

次のページ、170 ページをお開きください。

5 項保健体育費、1 目8 節、報償費。27 年度は、はだしマラソンが 30 回の記念大会を迎えるために、記念講演の講師謝金として 100 万円を計上しております。講師名は、現役マラソンランナーである谷川真理さんを予定しているそうです。

また、参加記念として 30 回大会オリジナルデザインのエコバッグや缶詰を配布する予定であることから、11 節需用費の消耗品費が増額となっております。

次に、173 ページ。

2 目学校給食費、11 節需用費、賄材料費。これは毎回のことですけれども、4,591 万 8,000 円の内訳は、佐賀学校給食センターで一日 373 食、大方学校給食センターで一日 499 食、合計 872 食を提供するための材料費となっております。

次、議案第 94 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

公債費および現年度貸付金の償還が進んだことによる減額となっており、今後も償還相談を積み重ねて、未収金の回収に努めると、そういった説明を受けております。

議案第 95 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算については、貸付金戻入の増額を見込み、また、奨学金への応募者が減っていることから、前年度比 878 万円の減額となっております。

議案第 97 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について、金子住民課長から説明をいただきました。

国保会計は、依然として大変厳しい財政運営状況になっております。昨年の税率改正による約 3,000 万円の歳入と、一般会計からの法定外繰入 3,000 万で対応したものの、予想以上の保険給付の増大による赤字となっております。

その対策として、国保会計当初予算の 13 ページをお開きください。

歳入、9 款繰入金、1 項 1 目 7 節、その他繰入金 6,000 万円。法定外繰入が計上されております。

この財源は、消費税が 5 パーセントから 8 パーセントに上がったことによる地方消費税交付金を原資としておりますので、27 年度一般会計予算書 17 ページ、6 款に計上されております。後ほどにもご参照ください。

議案第 98 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算について、

議案第 99 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算について、

議案第 100 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算について、

議案第 101 号、平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての予算につきましては、例年の予算とほとんど変わっておりませんでしたので、報告を省略をさせていただきます。

以上が、本定例会において教育厚生常任委員会に付託されました議案審査の内容となっております。

慎重な審査の結果、陳情 5 件の継続審議を除く全議案を採択すべきものと決しました。

委員長報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで、教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、3 時 35 分まで休憩します。

休 憩 15 時 22 分

再 開 15 時 35 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

反対討論から。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 66 号の討論を終わります。

次に、議案第 67 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、黒潮町振興計画審議会条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 68 号の討論を終わります。

次に、議案第 69 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 69 号の討論を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 70 号の討論を終わります。

次に、議案第 71 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 71 号の討論を終わります。

次に、議案第 72 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、黒潮町保育の実施に関する条例を廃止する条例についての討論はありませんか。

宮地君。

6 番 (宮地葉子さん)

79 号、80 号、まとめてなんですが。

これは 12 月議会でも出されたと思いますけど、国の、子ども・子育て新制度に基づく、関連した法案として条例が出されたと思います。

この保育制度っていうのは、今まではですね、児童福祉法等で福祉として、子どもたちの健全な発達とともにですね、安全で安心できる保育を行うということが国で定められておりました。それまでですね、子どもたちを預ける施設ですね、保育所のことですけど。保育所は一定の面積と、それからまあ健全で安全な環境を子どもたちに提供するということが国の方で規制されておりました。

また、子どもたちを見守る保母さんですけど、保母さんは専門の学校に行って、資格を持った保育のプロがやるということを決められておりました。そして、保母さんは公務員として身分も保証されておりました。

この今回の、子ども・子育て新制度になりますと、今まででしたら保育は単なる子守りではないということで、そういういろいろ守られたところがあったんですけども、この新しい制度になりますと大体、一定の規制緩和になりまして、子どもを収容する施設、いわゆる保育所ですけど。そういう所の面積なりいろんな規制がですね、一定、規制緩和で緩和されるとか。それから、保母さんも半分は資格がなくてもいいような、そういう施設も認められるとか。また、民間がここへ参入できるとか。そういうふうにより一定の規制緩和がされるということで、やはり子どもたちを安全、安心で育てていく。そういう施設というのは、福祉関係として私は今までどおり必要だったと思うんです。

それで、国の制度が変わったからといって、町の条例を変えていくこと自体にはもう賛成するわけにはいきませんので、79、80 号まとめてですね、反対討論と致します。

議長 (小永正裕君)

80 号はまだ、この後で。

(宮地議員から「まだですけど、もう 80 号は言いませんということで」との発言あり)

はい。

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第79号の討論を終わります。

次に、議案第80号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第80号の討論を終わります。

次に、議案第81号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第81号の討論を終わります。

次に、議案第82号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第82号の討論を終わります。

次に、議案第83号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についての討論はありませんか。

宮地君。

6番(宮地葉子さん)

この法案は、

(議長から「賛成討論か反対討論か」との発言あり)

反対討論です、すいません。最初は反対討論から始まるんでしょう。

(議場から何事か発言あり)

この条例はですね、国の社会保障と税の一体改革に基づいて、その中でですね、消費税の値上げとともに社会保障制度を改悪するというところで決められたところから出てくる条例だと、私は思います。

で、社会保障の中でですね、介護保険制度の改悪というのが決まりました。今までですね、私、一般質問しておりますけども、介護保険の制度の中で介護者の要支援1、2の介護者っていうのは、今までは国の介護サービスの中でサービスを受けることができました。でも、法が通ったことによりましてですね、国の介護保険から要支援1、2の方は外されまして、地方に委ねられるということになります。今まで、通所サービスなども介護保険サービスで受けてましたけど、通所サービスなどはNPOとか、ボランティアさんとか、そういう地方公共団体へ任せられます。で、介護保険は払うんですけども、介護サービスは受けられないと。まあ介護保険サービスを外していくという点ではですね、大変危惧(きぐ)してる点があります。

それは一般質問にもしたことでしたけども、そういうふうにな国の方が決まったことですね、もう決まったから仕方ないじゃないかと。町が条例決めたんだから従わなきゃならないんじゃないかという意見もあるかもしれないんですけど、私はそういうことはないと思います。国が決めてもですね、地方自治体は町民の福祉を守るのを本旨としますので、やはり町民のサービスが後退しないように守っていくと。

そういうことを勘案して、考えて、今後やっていかなきゃならないんじゃないかなと思って、この法案に賛成するわけにはいきませんので反対します。

議長（小永正裕君）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

次に、議案第 85 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 85 号の討論を終わります。

次に、議案第 86 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 86 号の討論を終わります。

次に、議案第 87 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 87 号の討論を終わります。

次に、議案第 88 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 88 号の討論を終わります。

次に、議案第 89 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 89 号の討論を終わります。

次に、議案第 90 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 90 号の討論を終わります。

次に、議案第 91 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 91 号の討論を終わります。

次に、議案第 92 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 92 号の討論を終わります。

次に、議案第 93 号、平成 27 年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 93 号の討論を終わります。

次に、議案第 94 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 94 号の討論を終わります。

次に、議案第 95 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 95 号の討論を終わります。

次に、議案第 96 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 96 号の討論を終わります。

次に、議案第 97 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 97 号の討論を終わります。

次に、議案第 98 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 98 号の討論を終わります。

次に、議案第 99 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 99 号の討論を終わります。

次に、議案第 100 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 100 号の討論を終わります。

次に、議案第 101 号、平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

か。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 101 号の討論を終わります。

次に、議案第 102 号、平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 102 号の討論を終わります。

次に、議案第 103 号、平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 103 号の討論を終わります。

次に、議案第 104 号、平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 104 号の討論を終わります。

次に、議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 105 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 66 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、黒潮町振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、黒潮町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、黒潮町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号、黒潮町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、黒潮町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、黒潮町保育の実施に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、黒潮町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、黒潮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、黒潮町立大方児童館に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号、平成 26 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号、平成 26 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号、平成 26 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号、平成 26 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号、平成 26 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号、平成 26 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号、平成 27 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 94 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 95 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 96 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。
従って、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 97 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 98 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 99 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 99 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 100 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 100 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 101 号、平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 101 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 102 号、平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 102 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 103 号、平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 103 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 104 号、平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 104 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 105 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 105 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、議案第 106 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算（補正第 7 号）について、および議案第 107 号、土地の取得についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 106 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算について、ならびに議案第 107 号、土地の取得について説明させていただきます。

まず、議案第 106 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,154 万 7,000 円を追加し、111 億 3,580 万 6,000 円とするものでございます。

内容は、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域活性化、地域住民生活等緊急支援のための交付金に関連する補正予算となっております。

この交付金の限度額は、地域消費喚起・生活支援型 3,077 万円と、地方創生先行型 3,762 万 7,000 円の 2 種類がございまして、合計で 6,839 万 7,000 円となっております。

さらに、国全体で300億円を原資とした上乘せ分を事業計画として申請を予定しており、追加計上したものでございます。

内訳と致しましては、黒潮町総合戦略策定業務経費1,005万3,000円。黒潮町ホームページ維持管理経費1,25万4,000円。そして、黒潮町缶詰製作所への支援関係経費3,737万7,000円は、地方創生先行型となります。このうち缶詰製作所支援事業の1,100万円は、国の上乘せ分として計上を致しております。

また、地域商品券発行委員会が行うプレミアム率20パーセントの商品券の発行に補助を行う経費3,077万円となっております。

さらに、高知県のまち・ひと・しごと創生事業を活用し、多子世帯に商品券を助成する経費209万3,000円を計上しております。この分が、地域消費喚起・生活支援型となっております。

歳入は、県事業については県の補助金を、その他の事業につきましては、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用することとし、収支は、財政調整基金の繰り入れによって調整させていただいております。

次に、議案第107号、土地の取得について説明させていただきます。

スケン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設用地として、黒潮町入野字井ノ谷7023番地ほか4筆、6,712.17平方メートルを、売買により1,940万5,013円で取得するものとし、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上ですが、この後、副町長ならびに担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第106号、平成26年度黒潮町一般会計補正予算（第7号）につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、1ページをお開きください。

一般会計補正予算第7号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ8,154万7,000円を追加し、総額をそれぞれ111億3,580万6,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費の変更を行なっているところでございます。

地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金の関連する予算となっております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書から説明致します。

14ページをお開きください。

先ほど、町長が提案説明致しましたように、地域消費喚起・生活支援型と、地方創生先行型の2種類がございます。

この内容を、2款1項14目に、まち・ひと・しごと創生費にまとめて計上を致しました。

節ごとに詳細を説明させていただきます。

4節共済費14万円と、7節賃金111万4,000円は、町の公式ホームページの内容の充実を図るための臨時職員の雇用に係る経費となります。

8節報償費20万6,000円は、総合戦略策定委員会の外部有識者への報償費となります。

9節旅費14万円は、計画策定の協議など職員の普通旅費が5万円、委員の費用弁償9万円となっております。

11 節需用費の消耗品 14 万 3,000 円は、ファイルやコピー用紙などの事務用品の費用となっております。
印刷製本費 29 万 1,000 円は、総合戦略の冊子の作成経費と、後ほど出てきますが、いきいき子育て応援事業の商品券の印刷経費となります。

12 節役務費の通信運搬費郵便料 101 万 5,000 円は、総合戦略策定のための住民アンケートや、事業効果を測定するためのアンケートの経費となります。

手数料 3 万 6,000 円は、いきいき子育て応援事業の商品券の換金の際の金融機関の手数料となります。

13 節委託料の黒潮町総合戦略策定業務委託 850 万円は、現在の黒潮町総合振興計画との整合性を図りつつ、人口減少を克服する地方創生を目的として策定をするものでございます。

そして、新産業創造事業総合業務等委託 2,937 万 7,000 円は、高度な品質管理のできる企業育成や、地域内産品を活用した商品開発支援、地域内事業者や生産者との連携促進にかんする専門家への委託などとなっております。

15 節工事請負費の地域特産品処理加工施設改修工事 800 万円は、高品質な製造環境を維持するためのエアークリーン等の設置工事、中間作業の機械化、労働環境改善のための福利厚生施設の整備工事などとなっております。

なお、この缶詰製作所への委託料と工事請負費のうち 1,100 万円につきましては、全国 300 億円の上乗せ補助分の申請を予定しているところでございます。

国の補助が認められない場合は、現年度予算として、過疎債の対象とすることも考えております。その際には再度予算提案を致しますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

19 節負担金補助及び交付金の地域商品券発行委員会補助金 3,077 万円は、町内の指定の商店等で使用可能なプレミアム率 20 パーセントの商品券を商工会で販売をするもので、期間は、最長 6 カ月を予定しているところでございます。

なお、高齢者などの配慮を要する方につきましては、先行して集会所などへの販売を検討しておるところでございます。

20 節扶助費の、いきいき子育て応援事業 180 万円は、全額、県の補助を活用致しまして、18 歳未満の児童が 3 人以上の多子世帯の方に 1 万 5,000 円の商品券を助成することとしております。

続きまして、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。

13 ページにお戻りください。

まず、14 款国庫支出金、地域住民生活等緊急支援のための交付金 6,839 万 7,000 円は、地域消費喚起・生活支援型 3,077 万円と、地方創生先行型 3,762 万 7,000 円の 2 種類があり、その合計となっております。

15 款県支出金、子育て世帯支援事業費補助金 190 万円は、歳出でご説明しました、多子世帯の方への商品券を助成する事業経費の 100 パーセント補助となっております。

18 款繰入金は、収支の調整を財政調整基金 1,125 万円で行っているところでございます。

次に、9 ページ、第 2 表繰越明許費補正をご覧ください。

2 款総務費で、今回の補正である、まち・ひと・しごと創生事業の総額 8,154 万 7,000 円を繰り越すことと致しております。

また、3 款民生費では、蜷川健康支援センターの耐震補強工事の進ちょく状況をかながみまして、雨漏り等の改修工事分を増額し、総額で 2,081 万 9,000 円の繰り越しを追加するものとなっております。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

続きまして、議案第 107 号、土地の取得について補足説明をさせていただきます。

議案書では 3 ページになります。

参考資料で、1 ページに位置図を添付してございます。こちらをご覧くださいながらお聞き願いたいと思います。

この土地は、黒潮町庁舎の移転地が含まれるスケン谷地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設として、平成 26 年 2 月に都市計画決定を受けている区域内の土地を取得するものでございまして、位置図では赤色の線で囲んでいる範囲が都市計画決定を受けている事業計画区域でございまして、このたび取得する土地は緑色で着色をしている範囲でございまして。

所在地は、黒潮町入野字井ノ谷 7023 番地ほか 4 筆でございまして。

この土地の主な用途は、事業計画区域内において、防災広場とそれに付随する施設、および防災広場に通じる進入路の用地の一部として利用します。

取得面積は 6,712.17 平方メートル、取得の方法は売買、取得価格は 1,940 万 5,013 円でございまして。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 106 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算（補正第 7 号）についての質疑はありますか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

私、先ほどの委員長報告のときもちょっとお聞きしたことですけれど、はっきり聞き取れなかったもので。

それで、この事業、節の 15 工事請負費。これ、地域特産品処理加工施設改修工事。これは缶詰工場の関係やないかと思うのですが。

もしそうだとしたら、ここの事業計画ね。昨年、自分頂いた資料では、先ほど委員長報告のときもお聞きしたことですけれど、売上が 9,000。約倍になるのに、コストが下がるということは考えられんことです。

ほんでくり返しますけれど、自分ら議員がね、あら、これはだまされたよと分かるような数字を出してもらいたいということを自分お願いしたのですが、その後、自分の手元にはそういう資料をもらうたあれないのですが。

関連して、あの事業計画の数字は変わってないがですかね。それによって、また別のことをお聞きしたいと思いますが。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、ただ今のご質問にお答え致します。

そのときはそのような方法で試算をしておったわけですがけれども、その後、年々状況も変わっておりますので、また新たに計算もし直しております。

で、経費の方も変動費で計算もして、今現在、出しておるところでございまして。

以上でございまして。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

それで自分、申し訳ないですけど、よく聞き取れなかったもので。

変わってないわけですかね。ないか、変わったか。

ほんで、もし変わってないとしたら、こういう、あれから後何回か補正でお金も出てちよるわけよね。

議長（小永正裕君）

明神議員、試算をし直したという答弁でございました。先ほど。

10 番（明神照男君）

ほんで、変わった。

議長（小永正裕君）

変わったらしいです。

10 番（明神照男君）

分かりました。

そうしたらよ、どうして自分らに配布のあれがなかったがですかね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、予算関連の質疑をいただいて、数字のお答えもさせていただければと思いますが。

基本的に、株主総会を開いて決算が出てからですね、議会の報告義務ということになっておりまして、その際には、それまでの経営収支の報告をさせていただけるということになっております。

それから、前回お示したのはかなり大ざっぱな、丸めた数字の資料であったと思います。その資料についてのご質問をいただいております。

以降、かなりの積み上げをやってまいりまして、また、約1年近く工場稼働をさせていただいて、かなり実績値を見込めるようになりました。おっしゃられるように、経費の中の固定費にカウントして丸めていた数字の中でも変動費と分離をですね、いろいろな係数を掛けて、あるいは実績値と見比べて、推測を出しながら収支計画を随時見直しながら工場を稼働しているところでございます。

大きく変わりましたのは、やはり販売開始の時期。これによりまして、少し出と入、両方がですね先送りされた。いわゆる販売開始が遅れたことによって入だけが遅れるわけではなくて、その入を担保するための製造のための原材料費であったりとかさまざまな経費。こちらの方も、販売開始が遅れたために向こうへちょっとスライドした。先送りになったということになってございます。

ちなみに、2015年度中に、何とか売り上げだけで7,000万まで到達したいと思っております。少し販期が遅れたこともありまして、当初見込んでいたほどの数字が2015年度には乗つけられることにはなっておりませんが、そこまでの到達目標を持って経営を組み立てているところでございます。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

はい、その件は分かりました。

ほんでその資料、事業計画の表を一応まあ、頂きたいと思うがです。

それとともに、この委託料で、新産業創造事業総合業務等の委託と、もう一緒に言います。それから、あとの負担金補助及び交付金。まあ、これらも国からのお金をくれるがやきに、自分、悪いことはないと思うがです。しかし、まあ理屈みたいになりますけどね、地方が喜ぶ補正の予算。地方創生事業なんかでくれるいうことは、まあありがたいことですけど。けど、まあ別に自分は専門的なことは分らんがですけど、国も大きな借金なり、県にしても今年予算が4,500、何百億かね。それからうちの予算。自分らはありがたいことやけどよ、けど後の借金のこと思うたらよね、これ自分、喜ぶことじゃないと思うがです。そういうふうに思うもんで。

ほんで今言う、初めのあの委託はどういう仕事に。仕事、分らんことはないがですけど、委託。

それからその後の、その商品券及び発行委員会補助金。これもそういうような考え方したらね、自分これ、ありがたいけど、ほいたらええねいうわけにはいかん金やないろうかというふうに思うがですが。

その2点について。今言う、どういう形の委託か。それから、下のがはまあ一応商品券いうて出ちよるから分らんことはないがですけど、どういう形の商品券にするかお願いします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず私の方から、13節について答弁させていただいた後に、担当の方から、商品券の19節の方のご説明をさせていただければと思います。

まず、委託内容です。

副町長からもございましたが、地域の特産品の商品開発、いわゆるレシピ作り、それからメニュー作りですね。こちらの高度化。それから、地域内生産者とのマッチング業務。それから、主に首都圏の企業に対する営業活動。ならびに、特産品のブランド化に関する事業。そして、町内生産者の支援に対する事業で、これは今まで、産業推進総合補助金の業務でございます。これが委託内容となっております。

また、先ほど申し上げましたように、大きく丸めた事業計画ではなくて少し細く組んでいる経営収支があるんですけども、少し他社情報が載っております、このままお渡しすることができないと思いますので、少し整理をさせていただいてから、お渡しできる分についてお渡しさせていただければと思います。

19節につきましては、担当の方から説明をさせていただきます。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、19節の地域商品券発行委員会補助金について説明をさせていただきます。

地域商品券発行委員会補助金についてですけれども、この補助金はいわゆるプレミアム付き商品券の発行に対する補助金でございます。

この地域住民生活緊急支援のための当町の交付金の限度額は3,077万円となっております。で、その額を、商工会の中に組織されております地域商品券発行委員会へ補助金として交付するための予算を提案しているものでございます。

運用の細部につきましては、まだ商工会と協議を重ねているところもありますけれども、おおむねですね、この発行委員会はこの補助金でプレミアム付き商品券を発行し、地元消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的としておるものでございます。

3,077万円の使途でございますけれども、商品券のそのプレミアム分と、商品券発行に係る事務的経費、これに充てることになっております。

(議場から「発行総額は」との発言あり)

はい、分かりました。はい。

発行総額はですね、ベースとなる商品券の発行額がですね、販売額が1億1,500万となっております。これはプレミアム分から逆算して出したものでございます。で、プレミアム分が2,300万でございますので、商品券の発行額は合計1億3,800万になることとなります。

以上でございます。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号、土地の取得についての質疑はありませんか。

森君。

11番 (森 治史君)

すいません、まあ平米と、それから単価とは出ておりましたけど。

これ、のり面の畑と、下の田んぼとの買い上げだと思えます。

で、まあ分かれば下の田んぼが大体どれぐらいの相場か。のり面が大体そればあの、金額的なもんはもうなくって、この面積で突っ込みでなんぼなもんか。どういう選択されて計算しちゃうか。

どう考えてもこれ、私見るには、片一方は段々畑。この地図でいくと、広い方の面積の部分は段々畑だと思えます。それから、狭い青うに長くなってるのが、今、稲作をやってる田んぼの方の耕作の面積だと思えますので、どっちも同じいうて言われればそれまでのものですけど、多少は違うものかなということ。

一応、単価の予定というか買い上げ予定を、分かれば。

議長 (小永正裕君)

答弁を。

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

それではご質問にお答え致します。

単価につきましては鑑定評価に基づいてそれぞれ行ってございますので、それぞれの詳細は分かりません。ここに、手持ち資料には持ってございません。

面積的には、6,712平米のうち、田の面積が1,700平米程度でございます。残りが畑ということになります。

以上でございます。

議長 (小永正裕君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第107号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから、討論を行ないます。

初めに、議案第 106 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算（補正第 7 号）についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 106 号の討論を終わります。

次に、議案第 107 号、土地の取得についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 107 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、議案第 106 号、平成 26 年度黒潮町一般会計補正予算（補正第 7 号）についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 106 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 107 号、土地の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 107 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 108 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 108 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明させていただきます。
平成 27 年 6 月 30 日をもって、矢野博幸人権擁護委員が任期満了となります。

引き続き推選をしたいので、黒潮町入野 5279 番地 3、矢野博幸氏を人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

矢野氏は、昭和 27 年 1 月 22 日生まれで、平成 24 年 7 月 1 日より、人権擁護委員として、きめ細かな相談業務をお務めいただき、信頼は厚く、人権問題の課題解決に取り組んでこられております。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、矢野氏が適任であると判断して、今議会に提案をさせていただきました。

よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。また、本案は人事案件です。慣例に従ひ、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。

これに、ご異議ございませぬか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定致しました。

これから採決を行います。

この採決は、無記名投票をもって行ひます。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 13 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に 6 番宮地葉子さん、8 番山崎正男君を指名します。

それでは、議案第 108 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙を配付します。

投票用紙の配布漏れはありませぬか。

（なしの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

宮地君、山崎君、確認してください。

異常はありませぬか。

（なしの声あり）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり矢野博幸君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願ひます。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票を願ひします。

投票漏れはありませぬか。

(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

これで投票を終わります。

開票を行います。

宮地君、山崎君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 108 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり矢野博幸君を適任とすることに決定致しました。

議場の出入口を開きます。

日程第 6、議案第 109 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、議案第 109 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明させていただきます。

平成 27 年 6 月 30 日をもって、矢野健康人権擁護委員が任期満了となりますが、引き続き、黒潮町馬荷 1095 番地、矢野健康氏を、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

矢野氏は、昭和 27 年 3 月 23 日生まれで、平成 24 年 7 月 1 日より、人権擁護委員として、きめ細かな相談業務をお務めていただき、信頼は厚く、人権問題の課題解決に取り組んでこられております。

町と致しましては、こういったことを踏まえ、矢野氏が適任であると判断し、今議会に提案をいただいております。

よろしくお願い致します。

議長 (小永正裕君)

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることとします。

これから採決を行います。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は13人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番藤本岩義君、10番明神照男君を指名します。

それでは、議案第109号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

投票用紙を配付します。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

藤本君、明神君、確認をお願い致します。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり矢野健康君を適任とすることについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

藤本君、明神君は、立会いをお願い致します。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成13票、反対0票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第109号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり矢野健康君を適任とすることに決定致しました。

議場の出入口を開きます。

日程第7、議員提出議案第45号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提案者、森治史君。

11番(森 治史君)

皆さんの方に、趣旨説明をさせていただきます。

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書であります。

現在、合併後、特例債は10年ということになっておりましたものが、5カ年までは延長ということで、15年でその特例債を使つての事業ができるようになっております。ところが、あと5年延長がほしいということで。

やはり、町の方の財政担当の職員さんと意見を聞きますと、やはりあと5年延長してもらった方がなかなかやりやすいというか、いろんな予定が組みよいというような話がありましたもので。当然、5年の延長は必要なものということで、委員会で全会一致で可決を致しました。

以上、趣旨説明を終わります。

議長（小永正裕君）

これで、議員提出議案第45号の提案趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

議員提出議案第45号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから、討論を行いません。

議員提出議案第45号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議員提出議案第45号、合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第45号は原案のとおり可決されました。

本日の会議は、都合により延長にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

この際、5時ちょうどまで休憩致します。

休 憩 16時 54分

再 開 17時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、議案第 110 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について、および議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

お諮りします。

この際、議案第 110 号および議案第 111 号を日程に追加し、追加議事日程第 1 号、日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(矢野議員から「異議あり」との発言あり)

議長 (小永正裕君)

矢野君。

15 番 (矢野昭三君)

異議というより質問です。ちょっと。

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 17 時 00 分

再 開 17 時 01 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議案第 110 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について、および議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、追加議事日程第 1 号、日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定致しました。

追加議事日程第 1 号、日程第 1、議案第 110 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について、および議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、議案第 110 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について、議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます

両議案ににつきましては、先ほど、議案第 77 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてでご承認をいただけませんでしたので、ご意見をいただきました、課の統合に関する部分を削除致しまして、あらためて提案させていただくものでございます。

それでは、議案第 110 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例の改正は、教育委員会制度改革による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う総務課の分掌事務の追加と、庁舎建設係を総務課から、まちづくり課へ、地籍調査係をまちづくり課から総務課へ移行する条例改正を行うものでございます。

次に、議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正は、教育委員会制度改革による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴うものでございます。

説明は以上ですが、この後、担当課長に補足説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、議案第 110 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてと、議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例については、関連性がございます。一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 110 号でございます。議案書は 2 ページから 3 ページ、新旧対照表では 1 ページから 2 ページにかけてでございますが、主に 2 ページをご覧くださいながらお聞き願いたいと思います。

この条例改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、総務課の分掌事務に新たに、片仮名の子で表してございます総合教育会議に関することと、同じく片仮名のツで表してございます、教育の振興に関する施策の大綱に関することが追加されたことと、現在、スケン谷地区一団地津波防災拠点地区市街地形成事業においては、庁舎建設事業と防災広場整備事業などの都市防災推進事業が同時進行されていることを勘案致しまして、庁舎建設に関する業務を総務課から、まちづくり課へ、そして、まちづくり課の国土調査および登記に関する業務を総務課へ移行し、それぞれ事務の効率を図るものがございます。

引き続きまして、議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について補足説明を致します。議案書は 4 ページから 5 ページ、新旧対照表では 3 ページから 4 ページでございます。

この議案は、国土調査および登記に関する事項が、まちづくり課から総務課に移行されることに伴い、総務常任委員会と産業建設常任委員会の所管の記載内容に変更が生じることと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、黒潮町議会委員会条例第 20 条第 1 項に規定する、各委員会への説明のために出席する者の代表者において、教育委員会の委員長が、教育委員会の教育長に改められたことに伴う変更を、それぞれご提案するものがございます。

これで、議案第 110 号、および議案第 111 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

初めに、議案第 110 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 110 号の質疑を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 111 号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから、討論を行ないます。

初めに、議案第 110 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 110 号の討論を終わります。

次に、議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 111 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 110 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 110 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 111 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 111 号は原案のとおり可決されました。

これから、議員提出議案第 46 号を議題としますが、先ほど関係する議案第 77 号が否決となったことから、議席に配付しておりますとおり、訂正の申し入れがありました。議題となる前でありますので、許可したことをご報告致します。

差し替えをお願い致します。

日程第 8、議員提出議案第 46 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提案者、小松孝年君。

1 番 (小松孝年君)

議員提出議案第 46 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案説明を行います。

この改正は、12 月議会において、議員の定数を定める条例の一部が改正され、次の一般選挙から、議員の定数が 16 人から 14 人となりました。

そこで、議員の削減に伴い、総務常任委員会、産業建設常任委員会、および教育常任委員会の 3 つの委員会を 2 委員会に訂正しようとするものです。

(議場から何事か発言あり)

議長 (小永正裕君)

暫時休憩します。

休 憩 17 時 11 分

再 開 17 時 11 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長。

1 番 (小松孝年君)

もう一度言います。

議員の削減に伴い、総務常任委員会、産業建設常任委員会、および教育厚生常任委員会の 3 委員会を、2 委員会に訂正しようとするものです。

改正については、教育厚生常任委員会を、教育に関する事項と厚生に関する事項に分けて、教育に関する事項を総務常任委員会に、厚生に関する事項を産業建設常任委員会に、それぞれ統合しようとするものです。

名称は、総務教育常任委員会と、産業建設厚生常任委員会とするものです。

このことにより、それぞれの委員会の定数が確保されることなどから、議論が深まり、より充実した議案審査が可能となるのではないかと考えております。

審議のほどよろしくお願い致します。

議長 (小永正裕君)

これで、議員提出議案第 46 号の提案趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

議員提出議案第 46 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定致しました。

これから、討論を行ないます。

議員提出議案第 46 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。
反対討論から。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

議員提出議案第 46 号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

この際、5 時 25 分まで休憩致します。

休 憩 17 時 14 分

再 開 17 時 25 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長から、議案第 112 号、教育長の選任についてが提出されました。

お諮りします。

この際、議案第 112 号を日程に追加し、追加議事日程第 2 号、日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議案第 112 号、教育長の選任についてを日程に追加し、追加議事日程第 2 号、日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定致しました。

追加議事日程第 2 号、日程第 1、議案第 112 号、教育長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、議案第 112 号、教育長の選任について説明させていただきます。

教育委員会制度改革により、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築など、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図ることとして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなります。

具体的に申し上げますと、一つには、教育委員長と教育長のどちらが責任者か分かりづらいということがあ

り、新教育長として一本化を図ることとなります。

また、地域住民の民意が十分に反映されにくいということも心配をされておりましたが、地域の民意を代表する首長との連携の強化を図ることとなります。

なお、任期につきましては、教育の政治的中立性、安定性、継続性を確保するため、現行の4年間から、3年間にされております。

以上を踏まえ、本町におきましては、この法律の改正に伴いまして新制度に速やかに移行することとさせていただきます。

本日、平成27年3月18日、現教育長であり、教育委員会委員の坂本勝氏より、平成27年3月31日をもって職を辞する辞職願が教育委員会に提出をされ、同意をされたことの報告がございました。よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、黒潮町教育長に坂本勝氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

黒潮町下田の口822番地45、坂本勝さんは、昭和29年8月1日生まれで、皆さんもご承知のとおり、人望も厚く、これまでの4年8カ月の実績を生かし、黒潮町の教育行政をまとめ上げていただけるものと確信を致しております。

なお、任期につきましては、平成27年4月1日から平成30年3月31日まででございます。

選任につきまして、よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案第112号、教育長の選任については、人事案件です。慣例に従い、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に移りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定致しました。

これから採決を行います。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は13人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番森治史君、12番宮川徳光君を指名します。

投票用紙を配付します。

配布漏れはございませんか。

（なしの声あり）

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

11番森君、12番宮川君、確認をお願いします。

異常はありませんか。

（なしの声あり）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり坂本勝君を選任することに、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第 83 条の規定により、否と見なすこととなります。

1 番議員から順次投票願います。

投票漏れはございませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

森君、宮川君、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第 112 号、教育長の選任について、坂本勝君を選任することについては、原案のとおり同意することに決定致しました。

出入口を開きます。

坂本勝君は入場してください。

ただ今、教育長に選任することが同意されましたことをご報告致します。

坂本勝君から、一言ごあいさつをお願い致します。

教育長 (坂本 勝君)

それでは、一言ごあいさつを致します。

このたび、新教育長に選任をいただき、誠にありがとうございます。

今回の選任につきましては、4 月 1 日から施行をされます新しい教育委員会制度。この主旨、そして目的をより効果的に実行をしていくための体制づくり、そういったものによるものであるというふうに思っております。これまで以上の職責となることに対しまして、あらためて身の引き締まる、そういった思いがしております。

教育長になりまして 4 年 8 カ月、ほんとに教育行政の幅の広さ、そして奥の深さ、そういったことを痛感しました。日々、課題解決に向けての取り組み、そういったことばかりでございました。

そういった中でも、特に大事にしたいこと。これは、次の世代を担っていく子どもたち。子どもたちにしっかりとした生きる力、そういったものをはぐくんでもらうということであろうと思います。そして、確かな成長、そういったことを保障をしていくということであろうというふうに思っています。

今後 3 年間、新しい教育委員会制度の下で、黒潮町が目指しますさまざまな教育目標、こういったものを精いっぱい、誠心誠意、達成のために努めてまいりたいというふうに思っているところです。

皆さま方には、これまで以上のご指導、そしてご支援の方をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

簡単ですが、お礼のごあいさつと致します。ありがとうございました。

(議場から拍手あり)

議長 (小永正裕君)

これで、坂本勝君の教育長就任に伴うあいさつを終わります。

町教育行政を取り巻く環境は大変厳しく、また、ニーズも多様化するなど、大きく変わろうとしております。さまざまな課題が山積しておりますが、それらの課題解決、および教育行政がますます発展するようご尽力いただきますよう、ご期待申し上げます。歓迎申し上げます。

日程第9、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定致しました。

日程第10、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各常任委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、皆さまの議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

平成27年3月第33回黒潮町議会定例会、ご苦労さまでした。

また、本議会に提案させていただきました議案につきまして、慎重なご審議をいただきありがとうございます。今議会でいただきましたご意見を参考に、引き続き、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長 (小永正裕君)

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成27年3月第33回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 17時 40分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小永正裕

署名議員

亀田隆昭

署名議員

坂本あや